

八幡浜市過疎地域自立促進計画 (案)

(平成 22 年度～平成 27 年度)

愛媛県八幡浜市

目 次

1	基本的な事項	
(1)	市の概況	1
(2)	人口及び産業の推移と動向	5
(3)	市行財政の状況	9
(4)	地域の自立促進の基本方針	11
(5)	計画期間	13
2	産業の振興	
(1)	現況と問題点	14
(2)	その対策	17
(3)	事業計画	21
3	交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	
(1)	現況と問題点	24
(2)	その対策	26
(3)	事業計画	29
4	生活環境の整備	
(1)	現況と問題点	31
(2)	その対策	35
(3)	事業計画	37
5	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1)	現況と問題点	40
(2)	その対策	42
(3)	事業計画	44

6	医療の確保	
(1)	現況と問題点	46
(2)	その対策	47
(3)	事業計画	47
7	教育の振興	
(1)	現況と問題点	48
(2)	その対策	49
(3)	事業計画	51
8	地域文化の振興等	
(1)	現況と問題点	52
(2)	その対策	53
(3)	事業計画	53
9	集落の整備	
(1)	現況と問題点	54
(2)	その対策	54
(3)	事業計画	55
10	その他地域の自立促進に関し必要な事項	
(1)	現況と問題点	55
(2)	その対策	56
(3)	事業計画	57
(4)	事業計画(過疎地域自立促進特別事業分)	57

1 基本的な事項

(1) 市の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

① 地形及び自然条件

八幡浜市は愛媛県の最西端佐田岬半島の基部に位置し、北は瀬戸内海に面し、東は大洲市、西は伊方町、南は西予市に隣接している。また、豊後水道（豊予海峡）を挟んで大分県に対してしている。

面積は132.98km²で、海岸線はリアス式海岸を形成しており、急傾斜地が海岸までせり出した地形で、平坦地が少なく岬と入り江が交錯した風光明媚な景観をなしている。山間部は北部の出石山、東部の鞍掛山・大畑山、西部の雨乞山などの300m～800mの山地によって形成されており、山腹や山麓は急傾斜地が多くなっている。千丈川と五反田川が下流で合流し八幡浜湾に、また、宮内川と喜木川が川之石湾に注いでおり、この河川に沿った平坦地にそれぞれ市街地が形成されている。

地質は、西南日本外帯に属し、外帯を2分割する御荷鉾構造線が通過し複雑である。分布する岩層は、北側から南に向かって連続的に変化しており、半分以上が古生代の変成層で覆われている。また、沖積層は海岸線に沿って小範囲にとどまっている。

気候は、宇和海と瀬戸内海の2つの海に臨み、海洋性気候の影響を受けており、平成21年の年平均気温は17℃、年間降水量は1240mmと四季を通じて温暖であり、暮らしやすく、また、柑橘栽培の適地となっている。

② 歴史的、社会的、経済的条件

八幡浜という地名は遠く養老年間（717～724）からあり、その由来は八幡大神がこの地の浜に立たせられたことによるといわれている。

すでに、天正年間（1573～1592）には埋立て工事が行われたと伝えられており、以降度重なる埋立てによって、市街地は海へと拡大されていった。

歴史的に見ると奈良時代から江戸時代にかけては矢野郷、矢野保、あるいは矢野庄と呼ばれ、源平時代は、平清盛の弟頼盛の荘園であったが、その後、相次ぐ戦乱により所属は幾多の変遷があり、元和元年（1615）伊達政宗

の長子秀宗が宇和郡（愛媛県南予地方）を領して、宇和島藩主となり、その統治下に入った。明暦3年（1656）の吉田藩分知により一部は吉田藩に属することとなった。

明治4年（1871）宇和島県となり、郡制実施とともに西宇和郡役所が置かれた。

明治22年（1889）町村制実施により、現在の市域内に八幡浜町他12村が誕生し、八幡浜町は、昭和5年（1930）1月に矢野崎村を吸収合併、昭和10年（1935）2月に神山町、千丈村及び舌田村を吸収合併し市制を施行、さらに、昭和30年（1955）2月には双岩、日土、川上、真穴の4村を吸収合併した。一方、同年3月には川之石町、喜須来村、宮内村及び磯津村が合併し、保内町が誕生した。

平成の大合併により、平成17年（2005）3月28日に八幡浜市と保内町が合併し、人口42,433人、面積132.96km²の新八幡浜市が誕生し現在に至っている。

明治以降「伊予の大阪」と謳われるなど、南予地方における商工業の中心都市として栄え、保内地域でも、江戸時代から明治時代にかけてのハゼ栽培、江戸時代後期からの海運業に加え、明治以降の銅採掘と活況を呈し、当時の繁栄を偲ばせる歴史的建造物も多く現存している。

昭和14年（1939）2月には国鉄予讃線が開通し、交通の便が飛躍的に向上していった半面、海運業には翳りが見えはじめた。

第2次世界大戦では戦災を免れ、特に水産業は戦後飛躍的な発展を遂げ、トロール漁業の基地として全国にその名を知られるにいたった。

また、愛媛みかんをはじめとする柑橘の中心生産地として、昭和39年（1964）、平成8年（1996）の2度にわたり天皇杯を受けており、今なお日本一のみかんどころとしての名声を保っている。

昭和35年（1960）八幡浜港が重要港湾の指定を受け、昭和39年（1964）2月には九州とのフェリー航路が開設された。

陸上交通においては、昭和46年（1971）4月国道197号夜昼トンネル、昭和51年（1976）8月愛宕山トンネル、また平成11年（1999）2月には国道378号磬女トンネルが開通し、現在は、地域高規格道路「大洲・八幡浜自動車道」の整備が進められている。

この間、水産物地方卸売市場の整備、土地再開発用地の造成を目的とした港湾埋立て等も実施され、名実ともに四国の西の玄関口として、また、生鮮食料品基地として発展してきた。

イ 過疎の状況

① 人口等の状況

昭和30年代後半からの高度経済成長と産業構造の変化に伴い、地方から中央への人口流出が続き、大都市圏での過密現象と地方の過疎現象が生じ、本市の国勢調査人口も昭和35年の67,173人から昭和40年62,715人、昭和45年58,545人、昭和50年56,964人、昭和55年55,757人、昭和60年の53,622人、平成2年50,271人、平成7年47,410人、平成12年44,206人、平成17年41,264人と減少の一途をたどっている。

原因としては、三方を山に囲まれ平地が少ないという地理的条件のため、地価が高く企業誘致が困難なことに加え、地場産業の市外転出や廃業等が続き、そのため生産性の高い魅力ある職場や就業の場が少なく、学卒者を中心とする若年層が市外流出したことや、出生率の低下に伴う少子化等の社会的要因が考えられる。

② 現況と今後の見通し

八幡浜地域の人口は、昭和30年をピークに減少が続いている。保内地域は、昭和50年代に四国電力等の社員住宅や公営住宅の建設、原子力発電所の雇用効果等により人口が増加し、平成2年に過疎地域から脱却したが、近年は地域経済も沈滞気味になり人口も再び減少傾向になっている。

旧八幡浜市は平成4年4月1日に過疎地域活性化特別措置法の適用を受け、平成17年3月28日の合併後においては、新市全域が過疎地域自立促進特別措置法の適用を受けることになった。平成17年の国勢調査人口は41,264人であり、過去45年間で25,909人、率にして38.6%、過去25年では14,493人、率にして26.0%という大幅な減少となっており、また、高齢者比率は29.5%、若年者比率11.5%であり、過疎地域自立促進特別措置法の一部改正後も引き続き適用を受けることとなった。

若年層の市外流出が続き、出生率の低下に伴う少子化、地域の高齢化が急速に進行する現状では人口の減少が続くことが予想され、過疎からの脱却は容易ではないと思われる。長引く景気低迷、少子高齢化社会の中で、行政と市民とのパートナーシップを確保し、誰もが安心して暮らせるよう、総合的かつ計画的なまちづくりを進める必要がある。

ウ 社会的経済的発展の方向の概要

本市は、従来、農業・水産業等の第一次産業を基調としながら、縫製業・織物業・造船業・水産練り製品等の食品加工業の第二次産業、商業・海運業・フェリー業を中心とする第三次産業と、それぞれ特色ある産業を持ち、かつて「伊予の大阪」といわれるほど商工業の盛んなまちとして発展してきた。

しかしながら、昭和30年代後半からの経済の高度成長に伴う都市部への人口の流出、その後の柑橘類・水産物の価格低迷、都市型産業形態への移行、産業構造の変化等社会経済情勢の激変により、従来の第一次産業さらに織物業を基調とした産業構造の維持が困難となった。

このような状況の中で、就労機会の増大と安定した所得を確保するため、産業基盤の整備や宅地開発、生活環境の整備を積極的に行い、地域住民や若者の定住化に向けた条件整備を進めてきた。

今後とも、定住化に向けての条件整備をさらに推進するとともに、豊富な海・山の地域資源を活用した産業の育成、地域間交流の促進、快適で活力あふれるまちの形成を図る必要がある。

また、平成12年に策定された愛媛県の長期計画によると、八幡浜港は港湾機能の充実と周辺のウォーターフロント整備を促進すると位置づけられている。また、高速交通体系の整備進展や高度通信情報網の構築等により、県境を越えた交流・連携が活発化し、一体的な発展が望まれる地域として、当地域で豊予海峡県際交流圏の形成を目指している。

また、平成5年に21世紀に向けて個性ある県土づくりの推進のためのグランドデザインとして策定された新しい瀬戸内構想(南予ライフランド構想)によると、八幡浜都市圏は、活力あるマリントウンの形成、海の玄関口としての機能強化、フード産業の拠点形成等を図るものと位置づけられている。

さらに、同年、八幡浜・大洲地方拠点都市地域（当時2市13町1村、現在市町村合併により5市町）に指定され、圏域の5市町が一体となり諸事業の展開を図っている。

このような中、本市は太平洋新国土軸構想・豊予海峡ルートの四国側の起点として大変重要な拠点となる位置を占めており、さらに八幡浜・大洲地方拠点都市地域のトライアングルゾーンの構築を図るべく、大洲市への地域高規格道路の早期整備とあわせて、これらの実現に向けた地域づくりをおこなう必要がある。

本計画の推進にあたっては、地域住民や若者の定住できる社会づくりに向け、自らの創意工夫と主体性をもって、これまでの施策の延長にとどまることなく、地域の自立促進に向けて、新しい施策の展開を図るものとする。

(2) 人口及び産業の推移と動向

「イ 過疎の状況」で記載のとおり、本市の人口は、減少の一途をたどり、昭和35年と平成17年の国勢調査人口を比較すると45年間で25,909人、率にして38.6%という大幅な減少となっている。

その後も人口の減少は続き、平成21年3月末の住民基本台帳人口は39,921人と4万人を切り、平成12年3月末人口45,186人と比較すると、9年間で5,265人、率にして11.7%の減少となっている。

年齢区分別人口をみると、年少人口（0歳～14歳）と生産年齢人口（15歳～64歳）は減少し、逆に高齢者人口（65歳以上）は急増している。特に生産性の高い魅力ある職場や就業の場が少ないためか、若年層（15歳～29歳）が著しく減少している。昭和40年以降の人口減少の主な要因は、年少人口と若年層の人口減によるものであり、出生率の低下、若年層の市外流出により人口の高齢化が急速に進んでいるものと考えられる。

本市の高齢者比率は、平成17年で29.5%と県平均の24.0%を大きく上回る高い水準を示しており、今後もさらに上昇していくことが予想される。一方、若年者比率は11.5%と昭和40年以降一貫して低下しており、人口減少は将来も続くことが予想される。

人口構成のアンバランスを解消し、地域の活力を高めるためには、若者の定着が不可欠であり、今後は更にみかんと魚に代表される地場産業の振興や企業誘致による地域活性化施策を展開していく必要がある。

産業別人口は、昭和40年（国勢調査）に総数28,565人に対し、第一次産業31.3%（8,943人）、第二次産業27.2%（7,763人）、第三次産業41.5%（11,859人）であったが、平成17年には総数は20,199人で、昭和40年と比較すると29.3%（8,366人）の減少、第一次産業は21.1%（4,271人）で52.2%（4,672人）の減少、第二次産業は21.5%（4,332人）で44.2%（3,431人）の減少、第三次産業は57.4%（11,596人）で2.2%（263人）の微減となっている。

昭和30年代後半からの急激な過疎化現象に伴い、本市の就業人口も総人口の減少と歩調をあわせる形で減少をしていることがわかる。第一次、第二次産業の就業人口の減少を第三次産業で吸収しきれず、市外へ流出した形になっている。

本市の第一次産業の中心である農業については、柑橘栽培が主であるが、就業人口は著しい減少を示しており、若年層の新規就業者の減少による後継者不足とそれに伴う高齢化が問題となっている。全国的な生産過剰による価格低迷等の影響が顕在化しつつある今日、生産基盤や販売力の強化、高付加価値型農業や1.5次産業の開発が急務となっている。

水産業は、経営体、就業者とも減少しており、農業同様、後継者不足や漁獲量の伸び悩みという問題を抱えている。本市の漁業は、漁船漁業が中心であるが、今後は、獲る漁業からつくり育てる漁業への転換を図っていくことも必要である。

工業は、平地や開発可能な丘陵地が少なく地価が高いため、工業立地は難しく、市内企業の周辺市町への流出が起きている状態であるが、廃校施設への誘致の成功事例もある。引き続き各種奨励制度の積極的な活用を図り、雇用の場の確保に努める必要がある。

商業については、卸小売業が中心であり、交通基盤の整備、モータリゼーションの進展や、ショッピング形態の変化に伴い、購買力の低下・流出が目立ち、低迷が続いている。現在、進行中の港湾・漁港振興ビジョンの完成に合わせ、港と商店街の動線の確保、また、イベント等による連携を図り、商店街の再興を図る必要がある。

表1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実 数		実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 67,173		人 62,715	% △ 6.6	人 58,545	% △ 6.6	人 56,964	% △ 2.7	人 55,757	% △ 2.1
0歳～14歳	22,496		17,347	△ 22.9	14,508	△ 16.4	13,735	△ 5.3	12,643	△ 8.0
15歳～64歳	39,793		40,156	0.9	38,248	△ 4.8	36,796	△ 3.8	36,013	△ 2.1
うち 15歳～ 29歳 (a)	15,472		15,139	△ 2.2	13,741	△ 9.2	11,566	△ 15.8	9,973	△ 13.8
65歳以上 (b)	4,884		5,212	6.7	5,789	11.1	6,433	11.1	7,089	10.2
(a) /総数 若年者比率	% 23.0		% 24.1	—	% 23.5	—	% 20.3	—	% 17.9	—
(b) /総数 高齢者比率	% 7.3		% 8.3	—	% 9.9	—	% 11.3	—	% 12.7	—

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 53,622	% △ 3.8	人 50,271	% △ 6.2	人 47,410	% △ 5.7	人 44,206	% △ 6.8	人 41,264	% △ 6.7
0歳～14歳	11,154	△ 11.8	9,246	△ 17.1	7,837	△ 15.2	6,346	△ 19.0	5,206	△ 18.0
15歳～64歳	34,620	△ 3.9	32,172	△ 7.1	29,338	△ 8.8	26,536	△ 9.6	23,870	△ 10.0
うち 15歳～ 29歳 (a)	8,826	△ 11.5	7,800	△ 11.6	6,819	△ 12.6	5,896	△ 13.5	4,731	△ 19.8
65歳以上 (b)	7,848	10.7	8,849	12.8	10,235	15.7	11,306	10.5	12,187	7.8
(a) /総数 若年者比率	% 16.5	—	% 15.5	—	% 14.4	—	% 13.3	—	% 11.5	—
(b) /総数 高齢者比率	% 14.6	—	% 17.6	—	% 21.6	—	% 25.6	—	% 29.5	—

表1-1 (2) 人口の推移 (住民基本台帳)

区分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成21年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	人 45,186	—	人 42,323	% —	% △ 6.3	人 39,921	% —	% △ 5.7
男	21,019	% 46.5	19,686	% 46.5	△ 6.3	18,512	% 46.4	△ 6.0
女	24,167	% 53.5	22,637	% 53.5	△ 6.3	21,409	% 53.6	△ 5.4

表1-1 (3) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 29,047	% —	人 28,565	% △ 1.7	人 28,839	% 1.0	人 27,011	% △ 6.3	人 27,036	% 0.1
第一次産業 就業人口比率	% 35.8	% —	% 31.3	% —	% 28.5	% —	% 25.9	% —	% 23.6	% —
第二次産業 就業人口比率	% 26.1	% —	% 27.2	% —	% 26.5	% —	% 25.4	% —	% 25.4	% —
第三次産業 就業人口比率	% 38.1	% —	% 41.5	% —	% 45.0	% —	% 48.7	% —	% 51.0	% —

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 25,750	% △ 4.8	人 24,675	% △ 4.2	人 23,938	% △ 3.0	人 21,770	% △ 9.1	人 20,199	% △ 7.2
第一次産業 就業人口比率	% 23.4	% —	% 22.2	% —	% 21.3	% —	% 20.8	% —	% 21.1	% —
第二次産業 就業人口比率	% 24.2	% —	% 25.7	% —	% 25.0	% —	% 24.6	% —	% 21.5	% —
第三次産業 就業人口比率	% 52.4	% —	% 52.1	% —	% 53.7	% —	% 54.6	% —	% 57.4	% —

(3) 市行財政の状況

平成20年度の決算状況は、歳入総額18,728,437千円で、この内訳をみると、地方交付税39.0%、国庫支出金7.0%、県支出金5.9%、地方債9.7%等依存財源が65.3%を占め、市税をはじめとする自主財源は34.7%となっている。平成12年度には、それぞれ68.2%、31.8%である。

歳出総額は、18,407,280千円で、投資的経費が10.9%、義務的経費が41.8%を占めている。地方公共団体の弾力性を判断する経常収支比率は92.9%で、類似団体の92.8%とほぼ同じ比率である。しかしながら、歳入面では地方交付税等の大幅な減が予想され、予断を許さない状況であり、引き続き職員数の見直し等行政改革を通じて、義務的経費の削減に取り組む必要がある。

地方公共団体の財政基盤の強弱を表す財政力指数は、3年平均0.38となっており、類似団体の0.46に比べ低位にある。

将来負担比率は、155.8%であり、類似団体の142.4%と比較すると若干上回っており、また、実質公債費比率16.8%についても類似団体の16.4%を若干上回っている。今後とも、過疎債等交付税措置のある優良債の発行、費用対効果を見極めながら健全化に努める必要がある。

長引く景気の低迷等により、国、地方を通じた財政状況はきわめて厳しい状況となっている。こうした中、大きな社会経済情勢の変化に適切に対処し、一定水準以上の行政サービスを提供していくためには、簡素で効率的な行政体制の実現や財政基盤の強化を図る必要がある。今後とも徹底した行財政改革に取り組み、中長期的な視野に立った健全財政を堅持しつつ、地場産業の振興をはじめ地域経済の活性化、地域間交流の促進、高齢化社会に対応した諸施策の推進、都市基盤づくりなどを推進していく為、財源の重点的かつ効率的配分に努めながら、地域の自立促進に向けてなお積極的な施策形成を図っていく必要がある。

表1-2 (1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成12年度	平成17年度	平成20年度
歳入総額 A	20,953,536	19,804,972	18,728,437
一般財源	14,076,060	14,003,897	13,163,667
国庫支出金	1,546,405	1,572,366	1,311,028
都道府県支出金	1,785,937	1,209,601	1,104,599
地方債	780,650	1,643,800	1,815,100
うち過疎債	157,500	139,800	208,700
その他	2,764,484	1,375,308	1,334,043
歳出総額 B	20,161,845	19,266,936	18,407,280
義務的経費	8,476,091	7,690,826	7,687,408
投資的経費	3,865,922	3,421,923	2,006,812
うち普通建設事業	3,805,329	3,231,387	2,003,864
その他	7,819,832	8,154,187	8,713,060
過疎対策事業費	2,485,475	2,159,077	1,438,036
歳入歳出差引額 C (A-B)	791,691	538,036	321,157
翌年度へ繰越すべき財源 D	123,730	41,572	149,380
実質収支 C-D	667,961	496,464	171,777
財政力指数	0.33	0.34	0.38
公債費負担比率	17.7	16.9	18.1
実質公債費比率	—	15.5	16.8
起債制限比率	11.6	5.1	8.2
経常収支比率	88.4	87.2	92.9
将来負担比率	—	—	155.8
地方債現在高	26,459,552	23,638,852	21,384,529

表1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和45 年度末	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成20 年度末
市町村道					
改良率 (%)	35.1	6.7	28.9	36.6	39.9
舗装率 (%)	15.3	78.5	86.6	88.0	89.8
耕地1ha当たり農道延長 (m)	18.8	50.0	55.1	57.1	56.8
林野1ha当たり林道延長 (m)	21.0	27.8	24.2	30.6	34.0
水道普及率 (%)	88.5	96.1	94.8	97.0	96.5
水洗化率 (%)	—	18.4	47.2	69.3	79.9
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	26.3	29.9	34.3	28.0	27.6

* 昭和45年度末から平成2年度末の数値は旧八幡浜市のみの数値

(4) 地域の自立促進の基本方針

当市においては、旧八幡浜市が平成4年4月1日に過疎地域活性化特別措置法の適用を受け、また、平成17年3月28日の合併後においては、新市全域が過疎地域自立促進特別措置法の適用を受け、道路をはじめとする生活環境基盤整備等の各種過疎対策事業を実施し、過疎からの脱却を目指して取り組んできた。しかしながら、若年層の流出や急速な少子高齢化の進展、長引く景気低迷による地場産業の不振等の問題が、自立促進に大きくブレーキをかけている状況である。また、近年では地方分権の推進や地域コミュニティの育成など新たな課題も出現しており、地域の活性化を図るためには、ハード事業の有効な活用方法を検討するとともに、ソフト事業での各種施策を推進し、広域的見地から地域の活力を回復させる必要がある。

1 健康で安心して暮らせる医療・福祉のまちづくり

市民一人ひとりが、安心して生活していけるよう、地域医療や救急医療体制の拡充のほか、急速な少子高齢化が一段と進む中、地域福祉の推進などボランティア・NPOとの連携を図る。また、子どもを安心して生み育てることができ、高齢者・障害者を含めすべての市民が健康で地域社会で安心して生きがいのある生活が送れるような環境づくりを推進するとともに自立の支援を促進する。

2 豊かさや活力ある産業のまちづくり

当市は全国的に名高い柑橘栽培や水産業に加え、それらを原料とした食料品製造業が営まれている。地場産業の振興による雇用の場の確保と所得の増大、また、担い手の育成・支援を図り若者定住を促進する。

現在、当市の重点施策である八幡浜港振興ビジョンを基本に、海産物直売施設や産直施設を整備し、港を中心として商店街との回遊性を持たせ、イベント活動を通じた活性化を図る。また、市民が生きがいをもって働き、豊かな生活が送れるよう、優良企業の誘致をはじめ、U J I ターン促進に努めるとともに、企業の立地、設備投資に対して、制度資金の活用を行い、地域経済の活性化を促す。

その他、観光客誘致を図る為、広域観光エリアで新たな観光ブランドづくりを推進する。

3 暮らしとまちを支える都市基盤づくり

地域の発展に直結する地域高規格道路によるアクセス道路の整備は、港を中心とした拠点施設の交流人口を図るためのルート、物流ルート及び災害時や特に2次救急の広域連携においても重要なルートとなっているため、早期完成に向けた積極的な運動を展開していく。さらに、地域高規格道路へのアクセス道や集落間を結ぶ国道・県道の道路網の狭隘な箇所やバイパスルートの整備等をはじめとした道路網の充実により、生活圈域間の交通を円滑化する。加えて、生活に密着した市街地・集落内道路や集落を結ぶ市道改良をはじめ、バス路線や離島航路など公共交通機関の維持確保に努める。また、バス路線廃止区間においては、地元住民がNPO法人を立ち上げ過疎地有償運送事業を実施している事例もあり、他地域でも同様な機運があれば支援を行う。その他、情報通信基盤の整備として、現在整備中の光ファイバー網を利用し、高品質な放送サービスや超高速インターネットサービス等について、地域差のない情報提供を図る。

4 安全で快適な生活環境づくり

地域住民や若者が希望や誇りを持ち、安心して快適に暮らしていけるよう生活環境の整備に努める。豊かな自然環境と共生していくため、上下水道の整備促進や資源を循環利用(リサイクル)していく「循環型社会」の形成に努める。また、消防施設・設備の整備をはじめ、地域住民が一体となった自主防災組織を支援することにより地域内での協力体制が芽生え、災害に強いまちづくりを推進し、やすらぎとうるおいのある生活環境づくりを進め、定住条件の改善に努める。

5 ゆとりと潤いのある学習環境のまちづくり

明日を担う子ども達のために、学校教育環境の充実、海・山・まちの中での生きた学習や、地域の人々や産業の営みとのふれあいを重視した校外体験学習やスポーツ・文化を通じた学校間交流などを積極的に展開する。また、社会教育施設などを活用し、生涯学習や芸術文化活動、スポーツ・レクリエーション活動へ市民が積極的に参加していくなかで、世代や地域を越えたふれあいを促進していく。その他、地域の優れた伝統や文化の保存・継承については、保存団体や後継者の養成や青少年の参加を支援し、また、八幡浜地区の港町の面影

を残す町並み、保内地区の明治の町並みや背後のみかん山と調和した美しい景観を活用した「町並み文化」をボランティア団体とともに推進する。

6 住民参画と自立のまちづくり

近年、都市化の進展や生活様式の多様化を背景に地域のコミュニティ機能が低下している。従来の行政主導型から分権型社会にふさわしい「自分たちのまちは自分たちでつくる」という自治組織活動の基本精神を喚起し、それぞれの地域住民が主体となって「地域まちづくり」が進められるよう支援していく。また、22年度より一部地域でモデル的に配置する「集落支援員」により集落のコーディネーターの役割を担わせ、行政と住民の協働を図り、その成果を基に他集落への展開を試みる。

そのほか、男女共同参画社会の実現をめざし、多様な女性施策の展開を図る。さらに、魅力と活力に富んだ地域社会を形成するため、地域づくりへの住民参加を積極的に推進する。

(5) 計画期間

計画期間は、平成22年4月1日から平成28年3月31日までの6ヶ年間とする。

2 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

本市は、「日の丸」「マルカ」「マルマ」「蜜る」などのブランドみかんを筆頭に、質量とも全国有数のみかん産地である。また、温州みかん以外の晩柑類も、せとか、甘平などさまざまな新品種等の生産も盛んで、生産量も多い。

しかし、主力である温州みかん及び晩柑類等は、消費者のみかん離れや産地間の競争激化による価格の低迷、イノシシやカラスによる農作物や柑橘類の被害により、農業所得は伸び悩んでいる。また、農業従事者の高齢化、担い手不足等も重なり、農業経営は大変厳しい状況にある。

このようなことから、農家の経営改善に向けた一層の取り組みが必要であり、更なるブランド化の推進に努め、農業生産基盤の整備・強化による農作業の省力化や後継者、担い手の確保により規模拡大を図りながら、日本一の産地づくりをし、「もうかる農業」を目指す必要がある。

イ 林業

林業は、木材等の林産物を生産するとともに、森林を適切に整備することにより、地球温暖化防止をはじめ水源のかん養、山地災害の防止、保健休養など森林の持つ多面的な機能の持続的な発揮に貢献している。立木の生育には、長期を要することから、一度荒廃すれば、これらの諸機能が長年にわたって損なわれることになり、長期的な視点に立った計画的な森林施業が必要となる。

しかしながら、近年は長引く木材価格の低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足等から、森林の保育・間伐等の適正な管理を森林所有者のみで行うことが困難な状況にある。

ウ 水産業

本市の漁業は、漁船漁業を主としており、小型底曳網漁業と巻網漁業などの沿岸漁業や、沖合底曳網漁業（トロール漁業）を中心に、平成21年度は、

10,219トン、約47億円の水揚げを有し、みかんとともに全国でも有数の生鮮食料品の供給基地となっている。

しかし、このところの当市の水産物地方卸売市場における取扱量、取扱金額はピーク時に約4万7千トン、約140億円あったものが、現在は取扱量が約5分の1、取扱金額が約3分の1にまで落ち込んでいる。さらには魚価の低迷、漁業就業者の減少・高齢化、燃油や養殖飼料の高騰など、当市の水産業を取り巻く環境は厳しい状況にある。

また、本市では水産加工業として、かまぼこ、じゃこ天などの練り製品の製造が盛んであるが、一部を除きほとんどが零細な経営規模であるため、市場で水揚げされる魚の約7割（取扱金額ベース）が県内外の消費地に出荷されており、水産物から付加価値を得る機会が少ないことも大きな課題となっている。

このような状況が、漁業をはじめとした水産業の経営不振と就業者の減少を引き起こしている。

エ 商業

八幡浜市の中心市街地には、昭和38年頃から銀座、新町、千代田町、大黒町の4つの商店街振興組合が設立され、佐田岬半島の付け根という地理的条件、水産業の隆盛、みかん農家の繁栄などの好条件から南予北部を代表する商店街として活況を呈してきた。しかしながら、土地が狭隘で地価が高いため新たな産業の創出が難しく、人口が減少したことに加え、モータリゼーションの発達による消費者の流出、水産業の不振、みかん価格の低迷、大型店の進出など、対応が困難な時代の流れにより、年々、販売額が減少し店を閉じる経営者が増えはじめ、昭和50年代から空き店舗が増加の一途をたどってきている。

現在の状況が続くと、近い将来には商店街を維持していくことが困難になることも考えられ、時代にふさわしい商店街のあり方を検討し、対応策を講じる必要がある。

オ 工業

本市の製造業の事業所数（従業員数4人以上）は77で、従業者数は2,027人、生産高は383億円である（平成20年工業統計調査）。食料品、

衣服、木材・家具製造業等の地方資源型がほとんどで、従業員30人以上の事業所は16事業所しかなく、若者の雇用の場が少ない。

平地、開発可能な丘陵地が少なく、地価が高いため、工業立地が進んでいないばかりか、周辺市町への流出さえ起こっている状態である。

「八幡浜市企業等誘致促進条例」に基づき、市の区域内に工場等の新設及び増設等を行う企業に対して、必要な奨励措置を講じているほか、ふるさと融資貸付制度についても積極的な活用を図り、産業の振興、雇用の促進に努めている。

カ 観光

本市では、4月の「真穴の座敷雛」「川名津柱松」「梅之堂三尊仏公開」、8月の「五反田柱祭り」「花火大会」「てやてやウエーブ」などのイベント開催や平家の落人伝説に由来する「平家谷そうめん流し」や大型の釣堀施設「シーロード八幡浜」など一定の観光客誘致効果を果たしているが、年間を通して安定的に観光客を誘致できる全国的な知名度を誇る景勝地や歴史的建造物といった観光資源がないため、八幡浜港振興ビジョンにおける海産物直売施設や産直施設などを中心とした施設整備を図る必要がある。また、これらの観光開発と併せて広域的な取組みを模索していく必要がある。

キ 港湾

八幡浜港は、愛媛県西部地域における、人流、物流の拠点港で、九州に一日20便のフェリーが就航し、四国の西の玄関口としての役割を担っている。平成12年5月には産業分野で地域の振興と活性化を図る港湾として「特定地域振興重要港湾」の指定を受け、四国縦貫・横断自動車の延伸、地域高規格道路の整備を背景にその重要性が一層高まるものと考えている。

また、現在供用中のフェリーターミナルは、昭和48年の建築で旧耐震基準の建築物であるとともに、老朽化が顕著であることから、建替えを視野に入れた検討が課題となっている。

ク 漁港

本市は、第3種八幡浜漁港のほか、第1種漁港11港を管理しており、近年は八幡浜地区特定漁港漁場整備事業、大島漁港改修事業を実施し、漁港基盤の整備を行ってきた。

八幡浜漁港は、好漁場である宇和海、豊予海峡に面していることから、多様な天然漁業資源に恵まれており、小型底引網、まき網、沖合底引網漁業等が盛んで、西日本有数の天然魚の水揚げを誇る地方卸売市場を擁しているが、この水産物卸売市場は、昭和48年～昭和51年に建設された後30年が経過し、老朽化が顕著であることから、その再整備が早急に求められている。

また、第1種漁港である川名津漁港は、高潮等による波浪の被害から海岸を防護し、護岸は背後地住民の生活基盤の安全確保を図る必要がある。

(2) その対策

ア 農業

農業を取り巻く環境は、現在もなお大変厳しい状況にある。しかしながら、本市の基幹産業は農業であり、なかでも柑橘類の占める割合は非常に高い。全国有数のみかん産地としての誇りをもち、産地を守るためさまざまな取り組みをしなければならない。

そのために、「JAにしようわ」ほか関係団体との連携を密にし、市場で高く評価されているブランドみかんや柑橘類等の価格維持・向上のためソフト・ハード両面から充実を図っていく必要がある。

具体的には、園内作業道の整備など土地基盤整備を積極的に行い生産体制の確立に努めるほか、農業における産地間競争に対応できるよう、高付加価値化・差別化を図る農産物加工施設の整備を検討し、安定的な供給体制を目指す。

さらに、学校給食等と連携による地産地消の推進や繁忙期の人手不足を解消し、都市部との人的交流を促進するみかんアルバイト事業の継続、県内及び首都圏の小学校を対象に、農業への関心とみかんの消費拡大を目的とした出前事業等を行い積極的なPR活動を展開する。

また、近年増加している鳥獣被害を防止するために駆除に対する助成をはじめ、電気柵等を導入し、柑橘及び農作物の被害を最小限に留める。

イ 林業

林業を活性化するためには、間伐等の施業の集約化を推進し、林業経営の規模の拡大や林業生産コストの低減を図ることが必要である。特に、林業採算性の悪化等により施業意欲が低下している森林所有者に対しては、森林組合等の事業体が積極的に森林施業の実施を働きかけ、効率的な施業を実施することにより森林所有者の収益の確保又は負担の軽減を図ることが重要である。

県、市、森林組合が連携を密にし、森林所有者のみならず広く一般市民に対する指導、啓蒙活動を推進するとともに、各種助成制度を十分活用して、計画的な施業を進めることとする。

また、保育、間伐、木材の搬出等森林施業の省力化、効率化を図るため、市道、農道との体系的な道路網を構築し、林道、作業車道等の整備を計画的に行う。

さらに、林業後継者の育成、確保に支援を行うとともに、本市の林業の中核的活動拠点としての八西林研グループを育成し、その活動を通じて、森林と共存する文化の創造を推進するとともに、地域全体の森林施業意欲・技術の向上を図る。

ウ 水産業

良好な漁場と漁港、そして漁獲物を取り扱う市場を有する裾野の広い水産業は、本市の重要な産業であり、観光資源としての側面も有している。

しかし、当市の水産業が将来にわたり基幹産業としての一翼を担い続け、発展に寄与するためには地域特性を活かした振興策を講ずる必要がある。

具体的には、安心安全な水産物の流通基地となる高度衛生管理型魚市場を整備するほか、利用価値の低い水産物を活用した新たな加工品の開発など、付加価値の向上により魚価の下支えを図る。

なお、振興施策の立案と実施にあたっては、水産業に関わる漁業者、漁業協同組合及び流通・加工業者の参画と大学など研究機関の支援と指導を受け、本市の水産業振興の指針となる計画を策定し推進する。また、併せて地産地消や魚食普及推進を図るソフト事業を展開する。

エ 商業

まちの顔とも言える中心市街地の商店街を維持することは商業振興のみでなく、快適な住民生活に不可欠であるため、行政として、カラー舗装化、アーケード改修、スタンプ事業、イベント開催など商店街のイメージアップや活性化の支援を続けてきているが、長期化する景気の低迷による購買力の低下や過疎高齢化の進行による売り上げの減少に対する根本的な解決策とはなっていない。

近年、商店街の機能性向上による売り上げの維持、商店街の機能確保と経費削減を図るため、共同利用施設等の大規模改修の要望が出ており、利用客の利便性向上、車社会への対応、施設の公益性の観点から商店街の再生を図るべく検討していく。

また、商工会議所及び商工会が、地域の消費拡大と売上増進を目的に実施するプレミアム商品券発行に対して助成を行い、商店街振興に寄与する。

オ 工業

人口の減少に歯止めをかけ、地域振興を図るためには、若者の雇用の場となる工業の育成と誘致、企業誘致のための基盤整備が重要な課題である。

そのため、今後とも企業誘致促進制度、ふるさと融資貸付制度等の積極的な活用、奨励を図り、若者の定住化に努めるとともに、U J I ターン促進を図っていく。また、狭隘な地形の為、廃校等の既存施設を活用した誘致も検討する。

カ 観光

本市にとって、市外からの観光客を誘致するためには、「海と魚」を最大限に活用する必要がある。現在、八幡浜港振興ビジョンにより海産物直売施設、観光案内所、産直施設、食堂、物産販売施設等の機能を盛り込んだ交流施設を整備する予定にしている。この港を拠点とし、市内商店街や観光スポットを結び、全市が一体化された交流地域づくりを目指し、交流人口の増加を図る。また、保内地区に残されているレンガ造りの紡績工場跡の建物を有効活用する要望もあり、観光面で貴重な地域資源であるため、時間をかけてでも合併前の旧市町の地域が均衡の取れた形で活性化する事業に結び付けたい。

ソフト面では、八幡浜商工会議所青年部が、平成18年度から「やわたはまちゃんぽんプロジェクト」を立ち上げ、「ちゃんぽん」を起爆剤として活動を行ってきた。本年度から行政も積極的に加わり、「ちゃんぽん」を軸にした様々なメニューに取り組み、まちを元気にする活動を展開していく。

8月の花火大会は、当市の観光メニューの中でも最も多くの市民が楽しみにしている行事であるが、長引く景気の低迷から企業を中心とする寄付が集まりにくくなっているため、市民への募金や花火に特定した「ふるさと納税」の呼びかけを行い財源を確保し、実施することで市内外との交流を図る。

佐田岬半島の基部に位置する本市にとって、半島観光の推進は重要であるため、新たな観光客誘致を図るため、ネット上で地域資源の意識調査を実施し広域観光コンテンツ（八幡浜・伊方）のブランドづくりを行うとともに、高速道路無料化実験の実施に伴い、伊方町と共同で観光客誘致メニューに取り組む。

観光振興を通じて地域全体を魅力化することで、市民が地域に自覚や誇りを持ち、自慢できるふるさとづくりにつながっていくと同時に、市民の来訪者に対するおもてなしの心の醸成や生き甲斐づくりなどを促進させる。

キ 港湾

平成13年度に「みなとまち八幡浜」の再生を目指して策定した、八幡浜港振興ビジョンに基づき、フェリー利用客等の来訪者を引きつける港として、本市の特産品である豊かな水産物や農産物を利用した直販施設等を整備し、交流機能のレベルアップを図るとともに、フェリーターミナルの耐震化やバリアフリー化を促進し、利用者にとって安心・安全でかつ快適な空間を提供する。

なお、整備予定である施設の有効活用を視野に入れ、みなと観光推進のための方策等を市民目線で検討していただき、市の活性化への一助とする。

また、安心な暮らしを支える港を目指して、震災発生時の海上輸送ルート確保に重要な役割を果たす防災拠点港湾としての機能を確保するため、公共ふ頭関連施設の再編整備を行い、さらに港内に係留しているプレジャーボートの安全な収容と利用を図る。

ク 漁港

八幡浜港振興ビジョンに基づき、八幡浜漁港沖新田地区広域漁港漁場整備事業等により造成した用地に、近年の消費者ニーズである食の安心・安全を確保するための高度衛生管理型の水産物卸売市場を中心とした水産関連施設の整備を図り、活気あふれる港の賑わい空間の創出を目指す。

また、川名津漁港は、海岸保全事業の継続により、高潮等による波浪の被害から海岸を防護するための護岸を築造し、住民の生活基盤の安定を図る。

(3) 事業計画(平成22年度～27年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	県営畑地帯総合整備事業(担い手育成型)真穴 農道4,290m、排水路900m、畑かん施設2ヶ所	県	
		県営畑地帯総合整備事業(担い手育成型)高野地 畑かん施設51.3ha、農道工280m	県	
		基幹水利施設ストックマネジメント事業(診断) 機能保全計画策定	県	
		基幹水利施設ストックマネジメント事業(対策) 送水施設1式、水管理施設1式	県	
	(2) 漁港施設	八幡浜市多目的研修集会施設改修工事	市	
		市営八幡浜漁港広域漁港整備事業(特定) 荷捌所A=9,580㎡ 駐車場A=9,560㎡ 道路L=480m他	市	
		八幡浜漁港荷捌所整備事業(単独) 魚市場関連業者事務所他 1式	市	
		強い水産業づくり交付金事業 活魚施設1式、電動フォークリフト 20台	市	
		磯崎漁港地域水産物供給基盤整備事業 防波堤 L=60m	市	
		川名津漁港海岸保全施設整備事業 護岸 L=160m	市	
		(県営)八幡浜漁港広域漁港整備事業 トラップ設置1式、工事損失調査1式	県	
		(4) 地場産業の 振興 加工施設 流通販売施設	農産物加工施設整備事業	市
	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業 海産物直売所A=1,200㎡、荷捌所見学施設1式		市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 産業の振興	(7) 商業 共同利用施設	新町角市営駐車場整備事業 フラップ式駐車場9台	市	
		その他	新町商店街大規模改良事業(車両通行整備)	市
	新町商店街大規模改良事業(新町ドーム改修工事)		市	
	(8) 観光または レクリエーション施設	八幡浜港交流施設整備事業	市	
	(9) 過疎地域自 立促進特別 事業	八幡浜市みかんの里推進事業 みかんアルバイト雇用による労働力確保・交流	市	
		西宇和かんきつ産地直送出前事業 みかん消費拡大のための都市部での出前授業	市	
		有害鳥獣駆除事業 イノシシ・カラス等駆除助成	市	
		果樹産地高度化緊急支援対策事業補助金 有害鳥獣駆除のための電気柵設置等助成	市	
		果樹経営支援対策事業 園内道やスプリンクラー助成	市	
		えひめ森林そ生プロジェクト事業補助金 間伐、作業道助成	市	
		森林整備地域活動支援交付金 施行区域の明確化	市	
		森林整備担い手確保育成対策事業補助金 作業軽減のための高性能機器レンタル	市	
		八西林業研究グループ活動費補助金 林業振興の推進・普及啓発	市	
		プレミアム商品券発行による商店街振興事業 商品券発行に対する助成	市	
		花火大会支援事業 イベント実施による地域振興・交流人口の増加	市	
		佐田岬エリア観光活性化事業 新たな地域資源開発	市	
		八幡浜ちゃんぽんを活用した地域活性化事業 地元B級グルメの全国PR事業	市	
		高速道路無料化実験に伴う南予地域観光客誘致事業 イベントによる入込客数増加促進	市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 産業の振興	(9) 過疎地域自立促進特別事業	新たな八幡浜水産業のありかた検討事業 愛大との連携による計画策定等	市	
		八幡浜でとれた魚をたくさん食べてもらう事業 地産地消と魚食普及推進	市	
		八幡浜港みなとまちづくり推進事業 みなと観光推進のための方策を市民目線で検討	市	
	(10) その他	八幡浜港港湾施設整備に伴う周辺整備事業 フェリー駐車場、臨港道路設置に伴う付帯工事1	市	
		八幡浜港港湾機能施設整備事業 フェリーターミナル、駐車場1式	市	
		八幡浜港港湾機能高度化施設整備事業 フェリーターミナル1式	市	
		八幡浜港改修事業 耐震強化岸壁 L=290m	市	
		八幡浜港港湾環境整備事業 防災緑地 A=6,800m ²	市	

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 現況と問題点

ア 道路の整備

本市の道路網は、市街地の中央を通る国道197号と、北部海岸線から南部海岸線を通る国道378号、及びこれらに接続し四国の西の玄関口である八幡浜港に通じる八幡浜港線を軸とした主要地方道4路線と隣接市町を結ぶ6路線の県道と599路線の市道が有機的に接続し、道路網を構成している。

国道について、197号は、四国縦貫自動車道が大洲市まで、四国横断自動車道が宇和島市まで延伸したが、四国8の字高速交通ネットワークから外れていることを考慮すると、八幡浜市と大洲インターチェンジを結ぶ地域高規格道路「大洲・八幡浜自動車道」の整備は重要課題である。このうち、八幡浜市保内町～大平間の「名坂道路」が平成22年度末の供用開始を目指して工事中であり、大平～郷間の「八幡浜道路」が平成17年3月に「整備区間」に指定された。今後は、「整備区間」の早期完成と大洲インターチェンジまでの「整備区間」指定を目指す。さらに、八幡浜インターチェンジと八幡浜港を結ぶ都市計画道路についても整備を進めているところである。378号は、北部海岸線の整備が完了したが、南部海岸線において複雑なリアス式海岸のため整備が遅れ、地域活性化の大きな障害となっており、一部改良整備が完了しているが、未改良の部分が多々あり、車両の大型化・高速化に対応できるよう今後改良の必要がある。

県道については、主要地方道八幡浜宇和線笠置バイパス、一般県道八幡浜保内線須田トンネルの開通により、通行所要時間が大幅に短縮され地域の利便性が向上した。八幡浜宇和線の五反田工区が平成22年度末完成予定であり、渋滞の緩和に繋がると考えられる。

市道については、改良率が39.96%（平成21年度末）と低いが、国道・県道とのネットワークの形成、集落間の連絡、通学路等の重要な路線が多く、地域の利便性、安全性、快適性を確保するため、計画的な路面補修と改修・改良が必要である。また、橋りょうについても、効率的かつ効果的な修繕を計画的に実施する必要がある。

イ 農林道の整備

本市の農道は、基幹農道308路線、延長189kmである。これら農道は団体営農道整備事業、土地改良総合整備事業等により整備されたものである。現在県営事業により基幹農道が整備中であり、この着実な推進を図るとともに、今後は集落間の連絡道路や園内道路の整備に努める必要がある。

また、林道は32路線80kmであり、森林面積7,136haに対する林道密度は11m/haと低く、今後、市道、農道等と連携した整備が必要である。

ウ 全国瞬時警報システムの整備

現在、八幡浜市の防災行政無線は2系統（旧八幡浜市、旧保内町）で運用している。防災情報等の放送については各庁舎から放送しているが、緊急地震速報、津波警報、弾道ミサイル情報等、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を市民に瞬時に伝達する手段は持ち合わせていない。

エ 情報通信基盤の整備

ICT技術の進歩に伴い、社会全体で情報化が推し進められており、ネットワークを用いた住民サービスの推進が国の施策の中で位置づけられている。ブロードバンドを前提としたサービスが当たり前になる中で、(財)八西地域総合情報センターが提供している情報通信サービスについては、高品質な放送サービス及び超高速インターネットサービスが提供できるよう、平成21年度より光ファイバー網の整備を行っている。整備後は、地域番組の充実をはじめ、教育、防災さらには地域活動支援等さらなる利活用について検討する必要がある。

オ 交通の確保

当市においては、鉄道と民間路線バスが運行しており、周辺地域における路線バス等交通手段の確保は、通勤・通学・通院等地域住民の日常生活においてきわめて重要な問題であり、特に交通弱者といわれる高齢者・通学児童生徒にとっては必要不可欠な交通機関となっている。しかし、モータリゼーションの進行等により利用客の減少が続き、バス事業者の自己努力による路線維持が困難な状態となり、赤字バス路線の縮小や廃止という事態が発生している。

近年、バス路線廃止地区において、地元住民がNPO法人を立ち上げ、過疎地有償運送事業を開始するなど、地域ぐるみで活性化を図った事例もある。

また、本土と離島である大島を結ぶ離島航路については、住民にとって生活道路の役割を果たしており、日常生活の維持、災害時における緊急避難の観点からも必要不可欠な交通手段である。しかし、近年、燃料費が高騰し、利用者の増加も見込めないことから、赤字運行を余儀なくされている。

カ 地域間交流の促進

本市は、八幡浜港を擁し、四国西部の交流・交易活動の拠点として発展し、近年の高速交通網の整備により、その重要性を増している。しかしながら、受け入れ態勢も十分でなかったことから、交通の多くは「通過交通」に止まっている。

「みなと」を中心に発展してきた本市には、他の市町村にはない二つの施設が隣接して存在する。一つは、四国有数の水揚げを誇る魚市場、もう一つは四国の西の玄関口として年間40万人近くの乗降客が行き来する西日本有数の八幡浜港である。二つの施設は、「みなとまち八幡浜」の再生にとって中心施設と考えられるが、現在は個々に機能しており、一体性がない状態であり、このためフェリー利用客のほとんどが通過客となっている。

また、海の観光名所としての「シーロード八幡浜」、山の観光名所としての「平家谷そうめん流し」、中心商店街では「八日市」「旬彩市」「よろず市」とイベントを実施し賑わいを見せているが、核となる交流拠点施設がないことから、多くの人たちが立ち止まる交流の場を設けることが急務となっている。

その他、八幡浜地域には「伊予の大阪」と呼ばれた港町の面影を残す町並み、保内地域には赤レンガ倉庫や明治期の擬洋風建築など貴重な歴史的な建物等が点在しているが、交流資源として有効に活用されていないのが現状である。

(2) その対策

ア 道路の整備

国道197号（大洲・八幡浜・西宇和間）地域高規格道路建設促進期成同盟会では①名坂道路（八幡浜市大平～保内町喜木）の早期完成・早期供用、

②八幡浜道路（八幡浜市郷～大平）の早期完成、③大洲・八幡浜間（大洲市北只～八幡浜市郷）整備区間への指定について、国道378号（八幡浜・宇和島間）整備促進期成同盟会では、八幡浜市真網代の拡幅整備促進をはじめとした通行困難区間の解消等を各関係機関に対して強力な要望活動を行うとともに、従来にも増した関係機関との協調体制の構築を図る。

また、国道・県道との体系的な道路網を構成するために、地場産業の振興を図るために必要とされる道路、集落間の円滑な連絡につながる道路等未改良部分の計画的な整備を行う。そのため、広域的なアクセス条件が十分改善されていない地域に対しては、車座談議を開催する等地域住民の声を反映させる積極的な取り組みを推進する。

その他、橋りょうに関しては、橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、橋りょうの長寿命化並びに橋りょうの修繕及び架け替えにより、地域の道路網の安全性・信頼性を確保する。

イ 農林道の整備

農道整備については、農産物の運搬の効率化、農作業の省力化を図るため、広域的農道の整備に努めるとともに、園内道及び作業道の整備を進める。

林道整備は森林の保育管理、間伐及び主材の搬出など、作業の省力化と効率化を図るため、市道、農道と連携のとれた道路網の整備を行うとともに作業道の整備を進める。

また、基幹農道川之内～中津川線については、農地利用の高度化と農作物の流通の合理化、農業経営の安定拡大、さらに新しい農業経営方式の導入を目指す一方、川之内方面から双岩地域へのバイパス道路として、地域住民はもとより市全体の発展につながるものであることから、強力にその整備促進を図る。

ウ 全国瞬時警報システムの整備

緊急情報を市民に瞬時に伝達する手段として全国瞬時警報システム（J-ALERT）が挙げられる。旧八幡浜市のシステムは、全国瞬時警報システム補助金を活用し、平成22年度に整備を予定しているが、旧保内町分については予算の確保等が困難なため設置の目処がつかない。

しかしながら、広域的な対応が必要な大規模災害に備えるためにも、旧保内地区にも早急な整備を推進するよう検討する。

エ 情報通信基盤の整備

光ファイバー網を利用したデジタル放送の提供とともに、出先機関などを通じ、教育、防災、地域活動支援などにより多くの情報を提供し、ネットワークの双方向機能を利用し、住民ニーズを的確に捉え、利便性の高いサービスの提供により安全で安心して暮らせる住民環境の構築を図る。

オ 交通の確保

バス路線については、愛媛県生活交通確保対策地域協議会を通じて、住民生活に本当に必要と判断される路線を見極め、赤字バス路線事業者への財政支援を行うとともに、効率的かつ利便性が確保できる運行系統への合理化等を検討し、生活交通の維持確保に努める。周辺地区において実施している診療所廃止、学校統廃合等に伴う、診療所バス・スクールバス事業についても継続する。また、バス路線廃止に伴い地域住民が過疎地有償運送事業を立ち上げようとする気運が醸成されれば、過疎地有償運送運営協議会を開催し積極的な支援を行う。

離島航路については、生活交通手段の確保、島の活性化に寄与する為、国・県の制度と一体的に欠損額の補助を行い、唯一の交通手段の維持・確保を図る。また、離島航路利用者の利便性向上と交流人口の増加を図るため、港湾埋立地に離島待合所を整備する。

カ 地域間交流の促進

四国西部の陸と海の交流拠点としての利点を最大限に活かし、活発な交流を促進するために、中核的な交流拠点を整備し、各地の資源を活かした特色ある交流の受け皿づくり、情報発信を展開する。

具体的には、平成30年度を目標とする八幡浜港振興ビジョンに基づき、高度衛生管理型の魚市場、フェリーターミナル、また、魚市場の隣接地には、海産物直売施設、産直施設、観光案内所、食堂、物産販売施設等の機能を盛り込んだ交流施設を整備する予定にしており、この港を拠点に市内商店街や

観光スポットを結んだ全市が一体化された交流地域づくりを目指し、交流人口の増加及び「みなとまち八幡浜」の再生を図る。

(3) 事業計画(平成22年度～27年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 交通通信体系 の整備、情報 化及び地域間 交流の促進	(1) 市町村道 道路	矢野町五反田線改良 L=110m W=4.0m (5.0)	市	
		宮内沖線改良 L=25m W=6.0m (8.0)	市	
		三十人中央線改良 L=33m W=6.0m (12.0)	市	
		神越(A)線改良 L=22m W=4.0m (5.0)	市	
		白浜大平線改良(街路) L=115m W=6.0m (17.0)	市	
		田浪線改良 L=30m W=4.0m (5.0)	市	
		長井線改良 L=100m W=3.0m (4.0)	市	
		双岩南久米線改良 L=250m W=6.0m (8.0)	市	
		湯島線改良 L=25m W=4.0m (5.0)	市	
		真網代三瓶線改良 L=40m W=4.0m (5.0)	市	
		穴井三瓶線改良 L=34m W=4.0m (5.0)	市	
		出石線改良 L=35m W=4.0m (5.0)	市	
		千丈双岩線改良 L=55m W=4.0m (5.0)	市	
		楠町中央線改良 L=12m W=4.0m (5.0)	市	
			県営道路整備事業負担金	県

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 交通通信体系 の整備、情報 化及び地域間 交流の促進	(1) 市町村道 橋梁	橋りょう維持修繕事業	市	
		交通安全施設整備事業		
	その他	ガードレール、カーブミラー設置工一式	市	
		八幡浜市都市計画マスタープラン策定	市	
		公共工事発生土砂処分場建設 L=15m A=160㎡	市	
		八幡浜市都市計画図作成	市	
		愛宕山公園落石防止工事	市	
	(2) 農道	(県営) 基幹農道整備事業 八幡浜中央4期地区 農道2,350m	県	
	(5) 電気通信施設 等情報化のた めの施設 防災行政用無 線施設 その他	防災行政用無線施設整備 (J-ALERT) 全国瞬時警報システム導入	市	
		情報サービス基盤整備事業	市	
	(7) 渡船施設 渡船	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業 離島航路待合所 A=100㎡、付帯施設1式	市	
		(10) 過疎地域自 立促進特別 事業	生活バス路線維持対策費補助金 生活交通手段であるバス路線の維持対策措置	市
		離島航路整備事業費補助金 八幡浜～大島間の航路維持対策措置	市	
		診療バス運行委託料 診療所休止に伴う福祉・医療対策	市	

4 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

本市の上水道事業は、昭和5年八幡浜町簡易水道として創設。創設時の計画給水人口4,000人、1日最大給水量500m³から整備拡大を行い、平成17年3月の市町合併を経て、現在、計画給水人口45,640人、1日最大給水量27,820m³。水道事業は上水道1、簡易水道12、県条例水道8、共同給水施設1となっている。

上水道は、過去、南予地区特有の慢性的な水不足に悩まされてきたが、昭和61年1月から南予水道企業団から浄水を受水し、地下水の依存度は逡減してきている。今後、より一層安定した水量と安全で良質な水道水を供給するための水源の確保と施設の整備が大きな課題である。

また、本市の上水道は歴史が古く、市内各所に老朽配水管等が残されており、漏水の原因の一つとなっている。さらに、人口減等による給水量の減少が予測される。

簡易水道は多くの施設が山間部にあり、渇水期には水不足をきたす施設が多い。

イ 下水処理施設

下水道は、生活環境の改善や公共用水域の水質保全是もとより、若者定住といった環境づくりの観点からも、本市の重要な課題となっており、早期完成を目指して積極的に推進しているところである。

本市の下水道について八幡浜処理区は、昭和21年の南海地震による地盤沈下のため、満潮時には海水が逆流するようになり、浸水対策を目的として着手し、更に、住み良い町づくりを目指して、昭和49年に都市計画決定と事業認可を受け、処理場を有した下水道に取り組み、昭和60年3月に下水の処理が一部地域で開始された。更に、管渠整備区域の拡大に努めており、平成22年3月末現在の整備状況は、認可面積361haに対し、整備区域面積、処理区域面積ともに354.78ha（整備率98.3%、普及率52.7%）になっている。また、真穴地区26.4haにおいては、平成6年度から特定環境保全公共下水道事業に着手しており、平成15年4月より一部処理を開始した。平成22年3月末現在の整備状況は、整備率100%、普及率3.3%になっている。保内処理区においては、平成11年度事業に着手、

平成18年に供用開始し、平成22年3月末現在の整備状況は、認可面積190haに対し、整備区域面積、処理区域面積ともに127ha(整備率66.8%、普及率11.8%)になっている。

課題・問題点として、普及率の向上とともに維持管理財源の確保が大きな課題となっており、適正な使用料の設定、不明水対策等今後の維持管理業務の効率的な執行を図るなど下水道事業経営が当面の課題である。

八幡浜処理区においては、排除方式が一部合流式であり、大雨の際の未処理放流が問題となっていたため、合流式下水道改善事業により、未処理放流回数の半減、きょう雑物の削減などの改善が図られた。今後は、改善前・後の放流水の水質調査による効果・分析が必要となっている。また、八幡浜浄化センターは昭和60年に処理を開始し、既に25年を経過し、老朽化が進んでいる。そのため、安全で安定した機能確保のため、改築更新を実施しながら長寿命化計画を推進していくことが課題となっている。

なお、公共下水道区域外の生活排水処理については、戸別合併処理浄化槽整備事業で対応しており、平成12年度から30年度までに1,100基の整備計画をしているが、平成21年度末現在610基整備済みである。また、保内町の瀬戸内側には漁業集落排水事業で整備した施設(喜木津・広早・磯崎)があるが、古いもので供用開始から18年を経過したものもあり、施設の診断と改築計画が課題である。

ウ 廃棄物処理施設

家庭等から排出されるごみは、分別収集等により横ばいからやや減少傾向にあるが、快適な生活環境を確保するうえで、廃棄物の収集処理は、極めて重要である。

県のごみ処理広域化計画では本地域を対象とした八幡浜ブロックを含む県内8ヶ所の可燃焼却施設に集約し処理する方向が示されているが、現状では集約化が進捗しておらず、過渡的対応として、改築で日量84トンの処理能力がある焼却炉とリサイクルプラザを備えた八幡浜市南環境センターで、平成14年12月から旧1市7町のごみ処理を開始し、現在は24時間の連続運転で、日量約54トンを焼却している。

しかし、ごみ処理広域化に伴う地元協定において、可燃ごみ焼却施設の使用期限を平成24年度末までとしている上に、稼動開始から12年を経過しており、各施設の老朽化が見られるため、施設の大規模改修が必要になっている。また、現在旧保内町の不燃ごみの収集・処理を行っている北環境セン

ターの廃止が検討されており、廃止になれば南環境センターでの受け入れとなるため、リサイクル施設・選別ライン・保管場所の増設が必要になってくる。

一方、し尿については、八幡浜地区施設事務組合「一楽園」のし尿処理場において処理を行っている。

エ 環境基本計画の策定と循環型社会の形成

環境問題は一国内の公害問題（大気・水質・土壌汚染）や自然環境保護から、越境型汚染（国際河川の汚染、酸性雨等）、ダイオキシン類や内分泌かく乱物質の問題、さらには地球規模の問題（地球温暖化、オゾン層破壊等）へとその範囲を広げている。

これに伴い、環境問題が周囲の自然環境や人の健康等に影響を及ぼすまでの時間も長期化しており、特定地域の公害問題の場合では長くても数年であったものが、地球環境問題では数百年、数千年という極めて長い期間に及ぶことになっているのが現状である。

今後、豊かな海と緑深い森林、溪谷、清流などの自然条件を保有する本市にとって、人と自然との共生、野生動物の保全、失われた自然の復元など、豊かな生物環境づくりなどが大切であり、身近な生活の中で、環境に対し積極的に関わっていくことが求められている。

このような中、廃棄物・リサイクル対策については、廃棄物処理法の改正、各種リサイクル法の制定等により順次、拡充・整備が図られてきているが、廃棄物の発生量の高水準での推移、リサイクル推進の一層の要請、困難な廃棄物処理施設の立地、不法投棄の増大など、様々な問題が山積している。

これらの問題解決のため、「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで、物の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制されるとともに、環境への負荷が少ない循環型社会への転換が必要とされている。

オ 消防施設

常備消防について、八幡浜市、伊方町、西予市(三瓶町)で一部事務組合方式により対応しており、平成22年4月現在の管轄人口は59,102人、管轄面積は268.34k㎡。出火件数は平成21年において35件となっている。救急出場は、平成21年において2,198件、1日平均6.0件となっている。

管内人口は高齢化が著しく、疾病等の変化により消防救急出場件数は増加が見込まれ、2次救急医療機関への距離も延びており、消耗老朽化する消防施設の更新が必要不可欠であり、喫緊の課題となっている。

さらに、現在使用しているアナログ消防救急無線の周波数使用期限は平成28年5月31日までとなっており、消防救急無線デジタル化事業は必須となっている。

一方、非常備消防については、平成22年4月現在の管轄人口39,417人、管轄面積は268.34km²。出火件数は平成21年において17件となっている。市町合併により、消防団の再編を行い消防団員定数を削減したところであるが、過疎化・高齢化が進むとともに、平坦地・山間地からなる地理的条件から消火活動、防火活動は極めて困難な状況にある。加えて若者の減少から団員確保に苦慮している分団も多く、その確保には市並びに地域が鋭意努力する必要がある。

団員のうち市外勤務者も多くなり、昼間の消防活動において人員不足の事態をきたしている現状もあり、地域における防火意識高揚と初期消火消防力の充実が求められている。さらに、常備消防と同様に現在使用しているアナログ消防無線の周波数使用期限は平成28年5月31日までとなっており、消防無線デジタル化事業は必須となっている。

また、近い将来発生が予想されている東南海・南海地震などの大規模災害に備えるため、自主防災組織の育成・活性化を積極的に支援し、地域の防災力の向上を図っていく必要がある。

カ 公営住宅

本市の公営住宅戸数は、平成21年度末現在1,212戸で入居率は90.1%である。

当市は、海と山に囲まれ平地が少ないため、地価が高く住宅取得が困難な状況であり、併せて核家族化も進行しているため、公営住宅への入居希望は引き続き高いものがある。そのため、公営住宅は老朽化した建物を取り壊し中層住宅への建替え、または耐震補強等を含めた改修による機能更新により、居住水準の向上、戸数増加等を図ってきた。

平成12年の住宅宅地審議会答申以降、既存ストック活用重視へ公営住宅制度が改正されたため、老朽化した公営住宅については改修工事と維持保全により既存ストックの活用、又は敷地条件等で現地建替えが困難な場所等には非現地建替えによる戸数増加を図っていく必要がある。このため、公営住

宅ストック総合活用計画や地域住宅政策の理念に沿い、市営住宅の改築を計画的に進めるほか、今後も使用継続が可能な住宅についても設備の改善により入居者の生活の質の向上を図る必要がある。

(2) その対策

ア 水道施設

水道事業は安定した水量を確保し、安全で良質な水道水を供給することが最大の使命である。上水道においては、南予水道企業団をはじめとする浄水を効率的に活用するための施設や送水管及び計装設備の整備を行うとともに、八幡浜市水道ビジョンに基づき、計画的な老朽配水管等の改良、布設替えを行い、より有効な水利用を目指す。

また、簡易水道施設は渇水期に水不足をきたす施設が多いため、安定した水源の開発、簡易水道の統合及び上水道区域への編入等を図る。

イ 下水処理施設

公共下水道事業(八幡浜処理区・保内処理区)は、基本計画に基づき計画的に整備を行っており、八幡浜処理区では、平成17年度に区域の見直しによる下水道事業認可を受けたが、平成23年度に効率的な事業実施のため、計画区域の変更を含め許可変更をする予定である。保内処理区においては、第2期の事業認可を平成17年度に受けているが、平成22年度に下水道事業計画の見直し等により、許可変更を行う。

本市の生活排水対策は生活排水処理基本計画に基づいた市街地における公共下水道事業、周辺部における漁業集落排水事業、合併処理浄化槽設置事業等の調整により総合的な整備を推進する。

八幡浜処理区における課題対策として八幡浜浄化センターの改築・更新事業及び再構築事業を計画している。また、管渠耐震対策事業で、管渠及びマンホール耐震化を行い、地震発生時における下水流下機能の維持を図る。保内処理区では、管渠整備を継続し、また、保内浄化センターにおいては、現在水処理施設の整備を行っているが、汚水量の増加に応じた処理能力を上げるための整備を計画している。

ウ 廃棄物処理施設

清潔で明るい豊かなまちづくりは、地域住民の念願であり、快適で住みよい生活環境の整備充実こそが、行政に課せられた重要課題の一つである。よって、南環境センターの継続使用について地元地区の合意形成に全力を傾注するとともに、施設の大規模な改修や需要に応じた施設の増設を図ることにより、安心して安定的なごみ処理体制の実現に努める。

一方、し尿処理については、生活様式の近代化、高度化が進むなかで処理方法も汲み取り式から公共下水道の終末処理・浄化槽方式等への転換を順次図り、衛生的なまちづくりを推進する。

エ 環境基本計画の策定と循環型社会の形成

総合計画の基本方針の一つとして掲げられている「自然と共生し快適さと安全を享受するまちづくり」を目指し、これを実現していくため、本市の環境に関わる基本計画を策定し、総合的かつ自然的社会的条件に応じた環境の保全を推進していく。

市民・事業者・行政等が一体となって地域社会全体として取組む共通目標計画を設定することにより、多様な施策を効果的に推進することができ、「本当の豊かさ」を実感する社会が実現できる。

また、環境基本計画をより具現化するため、本市の適正な廃棄物処理の推進を目的として、地域の総合的・長期的な廃棄物処理計画を基に廃棄物処理の整備に向けた循環型社会形成推進のための地域計画を策定する。「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで、物の効果的な利用やりサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制されるとともに、環境への負荷が少ない「循環型社会」を目指し、自然と共生するまちづくりを進める。

オ 消防施設

常備消防について、重要課題である消耗老朽化した消防施設については、消防救急力の維持のため、計画的に消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車、はしご車、救助工作車、高規格救急車、指揮車、広報車の更新を図る。

消防救急無線デジタル化は、平成28年5月31日までに運用開始しなければならない。消防救急無線デジタル化は、多額な事業費が見込まれるため愛媛県消防救急無線の広域化・共同化及び指令業務の共同運用整備計画に基づき整備を進める。

また、非常備消防については、消防活動における人員不足を克服する為、今後も初期消火機材の整備を基本としつつ、計画的に防火水槽、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車等の更新を図り、消防無線デジタル化についても、常備消防と同様に共同運用整備計画に基づき整備を進める。

さらに、日頃の訓練や講習の中で防災意識の高揚を図り、災害時の被害を最小限に留めるよう、自主防災組織の活動を積極的に支援し、安心・安全な災害に強いまちづくりを推進する。

カ 公営住宅

現在の社会構造の変化に伴い、核家族化が進行する中、人口の流出に歯止めをかけるため、公営住宅ストック総合活用計画の理念に沿い、老朽住宅の建替え、既存ストックの設備の改善により、入居者の生活の質の向上を図る。なお、今後の公営住宅の整備にあたっては、特に高齢者、母子家庭などへの対応に努める。

公営住宅に対する国の方針として原則新規団地は認められない状況であり、老朽化した公営住宅については改修による維持保全、又は敷地条件等により現地建て替えが困難な場合は、非現地建て替えによる戸数増加を図る。

また、安全性向上のため、新耐震基準以前に建設された住棟については、順次耐震診断を実施し、その結果を踏まえ、耐震改修等を検討する。

(3) 事業計画(平成22年度～27年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	八幡浜市水道ビジョン策定業務	市	
		ライフライン機能強化事業	市	
		八幡浜市水道事業統合整備計画	市	
		八幡浜市水道事業統合整備実施計画	市	
	簡易水道	簡易水道再編事業	市	
	(2) 下水処理施設 公共下水	八幡浜公共下水道事業(八幡浜処理区)	市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 生活環境の整備	(2) 下水処理施設 公共下水道	八幡浜公共下水道事業（保内処理区）	市	
		公共下水道改築・更新事業	市	
		その他 戸別合併処理浄化槽整備事業	市	
		小規模下水道（漁業集落排水事業）改築更新事業	市	
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	南環境センター施設延命化工事	市	
		燃焼装置・電気設備・灰出設備等改修	市	
		ごみ選別施設増設工事 ビン類・鉄類ヤード新設、受入ヤード拡幅	市	
		古着等保管施設建設工事 古着等資源ごみ保管施設新設	市	
	(4) 消防施設整備	消防施設整備事業（消防ポンプ自動車）	市	
		消防施設整備事業（小型動力ポンプ積載車）	市	
		消防施設整備事業（小型動力ポンプ）	市	
		消防施設整備事業（消防詰所）	市	
		消防施設整備事業（防火水槽）	市	
		消防無線デジタル化事業	市	
		消防ポンプ自動車整備事業負担金	市	
		小型動力ポンプ付積載車整備事業負担金	市	
		消防ポンプ自動車（はしご付）整備事業負担金	市	
		災害対応特殊消防ポンプ自動車（化学）整備事業負担金	市	
		救助工作車整備事業負担金	市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
3 生活環境の整備	(4) 消防施設整備	高規格救急車整備事業負担金	市		
		指揮車整備事業負担金	市		
		広報車整備事業負担金	市		
		消防救急無線デジタル化事業負担金	市		
	(5) 公営住宅	公営住宅ストック総合改善事業等	市		
	(6) 過疎地域自立促進特別事業	八幡浜市環境基本計画策定	市民・行政・事業者の取組むべき基本目標策定	市	
		八幡浜市循環型社会形成推進地域計画策定	リサイクル推進地域計画策定	市	
		自主防災力強化促進事業	自主防災組織訓練に対する助成	市	

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 高齢者の保健・福祉と介護保険

本市における65歳以上の高齢者人口は12,533人、高齢化率は31.8%（平成22年4月1日現在）で、5年前と比べ533人、3.5%増加しており、急速に高齢化が進んでいる。現状のまま推移すると、平成26年度には13,366人（36.9%）になると予想される。

高齢者数の増加とともに個人のニーズも多種多様化しており、今後とも保健と福祉を総合的かつ一貫的に推進する必要がある。現在、保健福祉行政の拠点施設として、「保健福祉総合センター」が機能している。同センター内には、保健業務及び高齢者・介護保険事業とともに、地域包括支援センター、社会福祉協議会、心身障害者共同作業所及び発達支援センターの各業務が実施されており、保健福祉の連携・充実を図っている。

老人保健事業は、みんなが健康で生き生きとした生活を送り、「活動的な85歳」を目指すため、介護保険サービスの利用状況から脳卒中、骨運動器疾患、認知症等の対策を前期高齢者（65～74歳）に広くPRしていく必要がある。

さらに、情報通信網を活用した、予防から医療さらに福祉サービスが継続して適宜利用できる支援体制を検討する。

高齢者福祉事業によって、介護保険認定以外の高齢者や独居高齢者あるいは高齢者のみの世帯の人たちが自立した生活を送れるよう多面的に支援していく必要がある。特に介護予防の観点から、介護予防教室通所事業等の実施により、閉じこもりがちな高齢者を一人でも少なくする必要がある。

また、すでに体が不自由な高齢者には、安心して生活できる体制の確保が必要であり、「食」の自立支援事業、緊急通報システム事業、高齢者外出支援事業等を利用することにより、自立性を維持していく必要がある。

介護保険事業においては、地域における適正なサービス基盤の整備と介護予防の取り組みが重要課題であり、機能体制を早急に整備する必要がある。

イ 健康づくりの推進

少子高齢化が進展している本市では、八幡浜市健康づくり計画「そうてや、元気が一番！安心のまち 八幡浜」を策定し、平成22年度から5カ

年計画で各年代毎にふさわしい健康づくりを市民と行政が一体となって推進していく必要がある。

健康を維持増進すること、更に健康寿命を延長することは、安定した医療制度や介護保険制度を確保する基礎になるものとする。健康づくりを推進する上で、疾病の早期発見に繋がる健康診断受診率の向上、疾病予防対策では、乳幼児、思春期等における新しい予防接種を受けやすくする体制整備、また、広く市民全体に健康づくりへの関心を広め、共に行動するヘルスボランティアの育成強化が必要である。

ウ 児童福祉

近年の急速な少子化や過疎化・核家族化の進行、女性の社会進出の増加等、家庭での養育環境の変化や、地域の子育て機能の低下に伴い、子どもを生き育てることが難しい環境になりつつある中で、保育環境の整備に対するニーズは増大・多様化している。

本市の保育所は15カ所で定員909人に対し、入所児童数は636人で70.0%の充足率となっている。児童数は減少傾向にあり、女性の社会進出など、生活・文化・社会環境等の変化による少子化が大きな要因と思われる。延長保育、一時預り保育、病後時保育等の要望が高まっていることから、延長保育1カ所、一時預り保育2カ所を行っているが、引き続き保育の充実と全ての子育て家庭における育児支援が求められている。

また、児童に対する放課後児童健全育成事業は、現在、6カ所の小学校で実施しているが、他の校区においても設置の必要性が高まっている。平成15年には八幡浜児童センターを開設し、子育て支援拠点事業、つどいの広場事業を行っており、今後も施設面の整備・充実と人材確保を図っていく必要がある。

その他、平成22年4月1日より、乳幼児医療制度を拡充し、小学校卒業までの入院医療費の自己負担額を無料化した。

エ 障害者福祉

本市は、障害者に対する福祉施設として、多機能型の障害者施設いきいきプチファーム、知的障害者が対象の浜っ子共同作業所、身体障害者が対象のサンワーク松柏共同作業所、身体・知的・精神障害者が対象のコスモス共同作業所、精神障害者が対象の王子共同作業所また心身に障害がある児童や発達に遅れのある児童を対象にした発達支援センター単立ちを設置している。

民間業者においては、福祉工場、生活訓練施設、福祉ホーム、グループホーム、ケアホーム等が設置されている。

また、福祉サービスとして、居宅介護、重度訪問介護、行動援護等訪問系サービス、相談支援、コミュニケーション支援、訪問入浴サービス、移動支援、日中一時支援、補装具・日常生活用具給付等の事業を実施している。

障害者自立支援法の施行により、障害者が地域で暮らしていくことのできる地域社会を構築することが責務となり、身体・知的・精神の障害の垣根を越えた福祉サービスの拡充が必要となる。そのため、地域障害福祉関係者の連携を強くし、相談支援体制の構築を図ることが大切である。

オ 母子福祉

本市における母子世帯は、平成21年4月1日付で356世帯となっており、経済的、社会的、精神的に不安定な状態に置かれがちなうえ、特に就労と子どもの養育に大きな不安を抱えている。子どもの健全な育成のためにも自立に関する相談や指導を充実するほか、市営住宅優先枠や各種手当及び貸付制度等経済的自立支援策が必要である。

(2) その対策

ア 高齢者の保健・福祉と介護保険

平成18年度地域包括支援センター設置に伴い高齢者が可能な限り住み慣れた自宅や地域で生活できるように、必要な介護サービスやその他保健福祉サービス等に応じ、より一体的、効果的な事業運営に努めていく。

また、介護保険事業外とされる高齢者福祉事業については、各事業の重要度に配慮しつつ対応していく必要があり、その運営についても体制を整え、支援の充実を図る。

介護保険事業において、今後は、特に介護予防が重要であり、地域包括支援センターを拠点として、地域支援事業、新予防給付の効果的な運営に努める。また、要介護者の住み慣れた地域での生活を支えるため、「日常生活圏域」を定め、地域密着型サービスの提供を行うこととする。

特に、一人住まいや夫婦の高齢者世帯が多いため、予防、医療、福祉に関する情報が切れることなく関係者が情報交換し、早期の予防的対応と、介護が必要な期間を短くするため、保健・医療・福祉サービスの連携を図るとともに、地域での見守りネットワークを強化していく。

イ 健康づくりの推進

八幡浜市健康づくり計画に沿い、特に次の3点を強化していく。

- 1 健康づくりを市民一人ひとりから家族、地域全体での取り組みとするため、食生活改善推進協議会等のヘルスボランティアと連携し、親しみやすく継続できる健康づくりの推進を強化する。
- 2 疾病を早期発見するため、各年代に応じた乳幼児健診、妊婦健診、特定健診、がん検診等の健康診断を受診しやすい体制を整備し、受診率の向上に努める。
- 3 感染症予防対策として、定期予防接種に該当しない新しい予防接種（子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、肺炎球菌ワクチン等）が接種できる体制を整えることで、これらの疾病による重症化予防し、妊娠可能年齢の子宮がんの予防に努めると共に子育て支援の一環とする。

ウ 児童福祉

保育需要の多様化に対応するため、延長保育、一時預り保育等の保育環境の整備を継続するとともに、入所児童数の減少に伴う統廃合等や施設の整備を行い保育の充実を図る。また、児童館、児童クラブ、子育て支援拠点事業等をより整備し、子育て家庭の支援をさらに推進するとともに、児童遊園等の安全な遊び場の整備に努める。さらに、近年、増加傾向にある児童虐待や育児不安の解消を図るため、要保護児童対策地域協議会の活動を推進すると同時に関係機関との連携を密にして児童の健全育成に努める。

その他、小学校卒業まで入院医療費の自己負担額を無料化した乳幼児及び児童医療費制度については、今後もその制度を継続することで保健福祉の増進を図る。

エ 障害者福祉

障害者に対する理解を深め、社会参加を促進するため住民啓発を推進するとともに、心身障害者と健常者とのふれあい交流を図るため、「ふれあい広場」「福祉のつどい」等の開催を図る。また、交通弱者対策としての外出支援事業を行うことで、通院及び買物へ出向くことが容易となり、重度心身障害者

医療制度による経済的な支援を行い福祉の増進を図る。

八幡浜市自立支援協議会においては、相談支援事業の強化を図るとともに、困難事例の対応方法等を協議することで、適切な福祉サービスの提供につなげ、ひいては、障害者が生涯を通し地域で暮らすことができる社会づくりに努める。

オ 母子福祉

生活基盤が不安定になりがちな母子家庭の社会的・経済的充実を図るため、引き続き、母子支援相談員を活用した精神的支援や雇用の促進指導、また、小口貸付や母子医療等を活用した経済的支援により、福祉の増進を図る。

(3) 事業計画(平成22年度～27年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 高齢者福祉施設 老人ホーム	養護老人ホーム移転新築事業	市		
	(3) 児童福祉施設 保育所	川之石保育所改築事業	市		
		児童館	児童館建設及び子育て支援事業	市	
	(7) 過疎地域自立促進特別事業	介護予防教室通所事業 閉じこもりがちな独居高齢者等に対する支援	高年齢者緊急通報システム事業	市	
			緊急時における救援体制の確立	市	
			高年齢者福祉ネットワーク事業	市	
			独居高齢者等のみまもり体制の確立	市	
			生活管理指導員派遣事業	市	
			要介護状態への進行予防	市	
			大島地区デイサービス事業	市	
			通所による高年齢者自立生活の助長等	市	
			高年齢者外出支援事業	市	
	タクシー等利用料助成による社会参加促進	市			
食生活改善推進協議会補助金	市				
食生活を軸とした健康づくり実践活動	市				
妊婦一般健康診査事業	市				
妊婦の健康保持向上、安全な分娩と出生を支援	市				

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 高齢者等の保 健及び福祉の 向上及び増進	(7) 過疎地域自 立促進特別 事業	定期外予防接種助成事業 子宮頸がん等定期予防接種以外を実施	市	
		シルバー人材センター運営補助金 高齢者の能力を活かした活力ある社会づくり	市	
		重度障害者(児)外出支援事業 タクシー等利用料助成による社会参加促進	市	
		子育てハンドブック作成 子育て中の親子を支援するためマニュアル作成	市	
		乳幼児及び児童医療費助成事業 医療費助成による生活安定と福祉の向上	市	
		重度心身障害者医療費助成事業 医療費助成による生活安定と福祉の向上	市	
		母子医療助成事業 医療費助成による生活安定と福祉の向上	市	
		(8) その他		
		川之石児童クラブ改修事業	市	
		喜須来児童クラブ新設事業	市	

6 医療の確保

(1) 現況と問題点

本市には市立八幡浜総合病院のほか、病院5、診療所41の医療機関がある。市立八幡浜総合病院は、17診療科、312床(一般310床、感染症2床)を有し、昭和3年の創設以来82年にわたり八西地域の中核病院として唯一高度な医療機器を備え、通常医療及び二次医療を提供し、一次救急医療を担っている八幡浜地区施設事務組合休日・夜間急患センターと連携を取りながら、地域住民の医療に対する安心安全を保障してきた。また、災害拠点病院、初期被ばく医療機関として災害時の医療や感染症治療等の政策的な医療機能も全面的に担っている。しかし、昭和35年建築の外来診療棟をはじめ病棟も施設の老朽化・狭隘化が著しく、そのため建物の耐震性、新たな医療機器の導入や配備に必要な空間が不足するなど抱える問題は多い。このようなことから、地域住民に安心安全なサービスを継続・保証していく上で耐震構造の病院を新たに建設する必要がある。

一方、内科を中心とした急激な医師の減少に伴い、平成20年4月から内科の新患外来診療を制限したほか、同年6月からは、週2日の二次救急医療の受け入れを中止し、宇和島市や松山市の病院に搬送している。同時に看護師も減少しており、入院患者の受入が制限され、入院収益の減につながり、病院経営を悪化させているため、経営の健全化が大きな課題になっている。

平成22年4月からは脳外科医1人、内科医1人、研修医1人の計3人の医師の増員があり、さらに、県の地域医療再生基金により、愛媛大学に地域救急医療学講座が開設され、この講座の地域サテライトセンターを市立八幡浜総合病院に設置し、4人の教官が研修医や医学生の指導を行うとともに、同病院における救急を中心とした医療へも支援を行うことになり、平成22年5月から内科の新患外来診療を一部開始し、二次救急医療の受け入れ中止を週1日とした。

このような状況下、平成22年1月に八幡浜・大洲圏域地域医療再生計画が策定され、この計画により大洲喜多地区に初期救急医療を担う休日・夜間急患センターを新規整備するとともに、八幡浜地区施設事務組合休日・夜間急患センターの施設を全面的にリニューアルする予定である。

救急医療体制の充実を図る上で、併設の休日・夜間急患センターの充実はもちろんのこと、勤務医、看護師不足を解消し、八幡浜・大洲圏域の広域救急医療体制の構築が必要であり、併せて三次救急医療機関との医療連携を推進しなければならない。

(2) その対策

市立八幡浜総合病院は、八西地域の中核病院として、構造的な安全性の確保等、サービスの向上を図るため、老朽化・狭隘化している現施設の全面的な建替えと高度先進医療機器の整備を行う。併せて三次救急医療機関との医療連携を推進するため、ヘリポートを整備しヘリコプターによる救命救急センターへの搬送も検討する。

さらに、医師の確保が難しい現状に鑑み、八幡浜・大洲圏域地域医療再生計画に則り、市立八幡浜総合病院の建替えを機に、八幡浜地区施設事務組合休日・夜間急患センターの建替えを行う。また八幡浜・大洲圏域内の救急医療を支える連携・ネットワーク型の広域救急医療体制を構築し、診療科別広域救急医療体制を整備する。

また、看護師等診療スタッフの定着化・確保に向け、職員のモチベーションの向上を目指して、研修制度の充実やメンタルヘルスケアに関する施策を開始しているが、修学支援をすることで、新規の看護師を獲得することを目的とした、看護師等修学資金貸付制度を創設し、平成22年4月から運用を開始している。

一方、当市では市立八幡浜総合病院以外に離島にある大島診療所を運営しており、引き続き、離島住民が安心して医療を受けられる環境を提供していく。

(3) 事業計画(平成22年度～27年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 医療の確保	(1) 診療施設 病院	市立八幡浜総合病院改築事業	市	
		市立八幡浜総合病院医療機器整備事業		
	その他	医療機器整備一式	市	
	(3) 過疎地域自立促進特別事業	看護師等修学資金貸付事業 就学支援をすることで看護師等を確保	市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 医療の確保	(3) 過疎地域自立促進特別事業	大島診療所運営費 地理的不利条件下にある離島住民への医療体制確保	市	

7 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

生きる力を身に付けた児童生徒の育成を目指して、知・徳・体の調和を図り、地域に根ざした創意ある教育を推進することは、当市の重要課題である。現在、学校教育は、確かな学力の定着向上、個性の伸長、自己教育力の育成、文化と伝統を重視する態度の育成及び国際理解教育の推進など、社会の変化に対応できる知性と創造性に富む心豊かな人間の育成が求められている。そのため、高度情報化、少子高齢化社会に対応できる生涯学習、スポーツなどの基盤を培うとともに、地域や家庭とさらに連携していく必要がある。

近年の全国的な少子化の進行と同様に、本市の児童・生徒数の減少も著しく、公立小中学校の適正規模、適正配置について、早期の検討が求められる。また、学校統廃合に伴う廃校舎等の有効活用について、旧磯崎小学校での企業誘致による新たな産業の拠点として活用等、今後も積極的に地域の実情に応じて推進していく必要がある。

平成20年6月に学校施設の耐震化に対する国の支援措置を拡大する地震防災特別措置法の一部改正を受け、2次診断結果I s 値0.3未満の学校施設について、早急に耐震化事業を実施するとともに、加えて0.3以上の施設についても、速やかに耐震化を進める必要がある。一方、校舎や設備の老朽化が進み、各学校から数多くの施設改修の要望が出ているが、現在の厳しい財政状況の中、子どもたちの命を守るため、耐震補強工事を優先しており、改修が進まないのが現況である。

また、現在の八幡浜給食センターは、昭和40年に建設され施設の老朽化が進んでおり、昭和59年に建設された保内学校給食センターと併せて1つに統合し、現在の給食センターに求められている機能を有する施設に改築する必要がある。

イ 生涯教育

住民の多様な学習意欲に対して、各種の学級講座や、スポーツ活動、芸術文化活動を通じて、明るく住みよいまちづくりを目指してきた。今後も地域間の格差をなくし、より一層高まる市民の多様な学習意欲に対応した明るく住みよいまちづくりを目指す必要がある。

各地区のコミュニティ活動や学習の場として重要な公民館や集会所の中には、老朽化し、手狭になっている施設がある。単独館がない地区もあり、公民館活動が十分に発揮できるよう、施設や設備の整備充実を図る必要がある。また、昭和56年以前に建築された公民館もあり、耐震化に向けた調査及び改修が必要である。

市民スポーツパークは、スポーツを中心としたコミュニティづくりの一大拠点として利用されているが、国際公認大会として開催されるマウンテンバイクレースなど多様化するスポーツニーズに対応するため、将来的に多目的競技場の整備充実を図っていく必要がある。

さらに、平成29年国民体育大会のソフトボールとバレーボール競技の開催地となっているものの、十分な施設が整っておらず、今後、大規模改修等が必要となっている。他のスポーツ施設においても、利用頻度は高いが、施設の老朽化や機能が十分でないものがあり、その整備充実が求められている。

また、市民の生涯学習の拠点である図書館は2館あり、合併時にコンピュータシステムを統一し相互利用が可能となった。近年、情報メディアの発達により、活字離れが進んでいるが、幼少期からの読書習慣の形成は、言葉への理解を高めるとともに豊かな感性、必要な情報の収集力を育むことから、読書に親しむことができる環境を整備する必要がある。

(2) その対策

ア 学校教育

児童生徒の個性や能力を伸ばし、明るく豊かな教育の実践が図られるように、家庭や学校、地域の連携を促進するとともに、教職員の資質、能力の向上のための研修の推進、教育施設の整備を行う。また、情報化や国際化に対応するため、情報基礎教育の実施、外国青年招致事業の積極的な推進を図る。

学校施設の耐震化については、耐震改修に係る補助率の引上げ等の国の支援措置を活用し、I s 値 0.3 未満の施設は期限内の事業完了を目指すとともに、0.3 以上の施設についても、児童生徒の安全を確保するため、緊急度の高いものから計画的に進める。

また、過疎化・少子化が進行し、市内小・中学校の児童生徒数、学級数の減少といった影響が顕著となる中で、望ましい教育環境を確保し、効率的な運営を図るため、学校の再編統合に取り組む。

さらに、長年の懸案事項である学校給食センター改築事業を早期に実施し、ドライシステム、ハサップ対応の衛生的で安全な学校給食を目指す。

イ 生涯教育

新しい知識、科学技術の進歩や自由時間の増大は市民の生活様式に大きな変化をもたらし、物の豊かさから、心の豊かさや自然とのふれあいなど、人間性の向上を求められるようになってきた。住んでいる地域・年齢・性別・職業や世代間の違いなどを越えて、仲間づくりや学習機会の拡充に努める。

スポーツ・レクリエーション施設の整備を図り、指導者の確保・育成、既存施設の活用を促進するとともに、スポーツ関係団体、とりわけ愛媛県内でも活発で先進的な取り組みが進められている「スポーツ少年団」や新しい組織である「総合型地域スポーツクラブ」育成を図り、市内外のスポーツを通じた交流促進に役立てる。

また、学校施設や既存スポーツ施設を市民に広く開放し、サークル活動やニュースポーツの普及・推進を図り、多くの市民が生涯スポーツに親しみ、楽しく参加できるまちづくりを目指す。さらに、スポーツ活動の競技力向上を図るため、プロスポーツや全国大会などの誘致を推進する。

地区公民館を活用した地域の学習活動を支援していくとともに、文化団体やサークルの学習成果の機会を拡充していくなど、生み出された学習成果を生かす環境の整備に努める。そのため活動拠点となる地区公民館の新設整備及び耐震化に向けた施設整備に努める。

図書館については、地域住民の学習要求に応えられるよう、図書館資料や情報の収集整備を進め、図書館のサービスの向上を図る。

(3) 事業計画(平成22年度～27年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 教育の振興	(1) 学校教育関連施設	校舎 小中学校耐震化推進事業	市	
		白浜小西校舎大規模改造・地震補強工事、喜須来小校舎地震補強工事	市	
		白浜小東校舎、愛宕中校舎、八代中校舎大規模改造・地震改築事業	市	
		屋内運動場 白浜小屋内運動場地震改築事業	市	
		スクールバス スクールバス購入費	市	
		給食施設 八幡浜市学校給食センター建設事業	市	
	(3) 集会施設、 体育施設等 公民館	日土地区公民館新築工事	市	
		川之石地区公民館建設事業	市	
		中央公民館耐震化推進事業	市	
		中央公民館保内別館耐震化推進事業	市	
		集会施設 筵田集会所整備事業	市	
		体育施設 運動施設整備事業(市民スポーツパーク・王子の森公園運動広場)	市	
		(4) 過疎地域自立促進特別事業	バス路線廃止に伴う通学生送迎運行委託業務 日土小、青石中へのバス送迎	市
	廃校に伴う磯津地区通学生送迎運行委託業務 宮内小、保内中へのバス送迎		市	
	学校統廃合に伴うスクールバス運行委託業務 統廃合に伴う送迎バス運行		市	
	外国語指導助手関係経費 外国語教育による国際化推進・能力向上		市	
	外国語指導助手コーディネーター経費 外国語教育による国際化推進、能力向上		市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 教育の振興	(4) 過疎地域自立促進特別事業	インターナショナルクロスカントリー大会 国際大会招致による交流人口の増加	市	
		大学女子学生ソフトボール大会 大会招致によるスポーツ活動競技力向上	市	
		市民スポーツフェスタ 市民参加による生涯スポーツ促進のまちづくり	市	
		市民健康マラソン・八幡浜駅伝カーニバル 市民参加による生涯スポーツ促進のまちづくり	市	

8 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

地域文化の振興については、その拠点として市民会館、文化会館、市民図書館・保内図書館、市民ギャラリー及び郷土資料室、保内民俗資料室及び郷土資料室を設置し、これに民間主導の「メセナ八幡浜」を加え、各種文化団体との連携のもと、文化事業の推進、優れた芸術の一般市民への紹介を行ってきた。今後は、それぞれの施設・組織の特徴を活かした、より一層の芸術文化の振興施策が必要となっている。

また、明治に入り県下最大の商都として「伊予の大阪」とうたわれた旧八幡浜地区には、往時の面影を残す建物群が存在し、保内地区にも、近代の繁栄をしのばせる町並みが残されている。しかし、近年の開発の波はこれらの地区にも影響を及ぼし、年毎に歴史景観が失われつつある。また、地域に伝わる有形・無形の貴重な歴史的・文化的遺産が、老朽化や継承者の減少により、その伝承が難しくなっている例が散見されるため、それら地域の歴史文化とその遺産について、住民への周知・啓発活動及び保存・活用が重要な課題となっている。ふるさとに伝わる文化財や伝統は、今後の過疎地域の活性化において大きな魅力となるため、その魅力を適切に保護する施策が必要である。

一方、文化会館においては、自主文化事業を通してポップスコンサートをはじめ、クラシックコンサート、古典芸能、演劇などを一般市民はもちろん次世代を担う子ども達に積極的に提供してきた。市民会館が老朽化していることも

あり、旧八幡浜市の各文化団体の発表会はもちろん学校関係の行事等も文化会館で数多く行われており、複数の催事が当館に集中したり、また、隣接する施設と貸館業務が重複した場合、会館専用駐車場が無く施設の利用者に不便をかけている状況である。

(2) その対策

歴史的、文化的遺産の保存と活用を図るため、平成16年9月に国の天然記念物に指定された『八幡浜市大島のシュードタキライト及び変成岩類』周知への周辺整備を行う。

近代化遺産を含む歴史的建造物や町並みについて、合併後に整備した旧白石和太郎洋館を中心にボランティアガイドと協力しながら「町並み文化」の醸成に努める。また、保存活用のための調査及び記録を行うとともに、各種助成の紹介や、市の指定文化財への補助制度の活用により、特殊な技術や多額の費用を要する歴史的・文化的遺産の保存・整備を促進する。さらに、地域の歴史文化を伝える貴重な資料の保存活用のため、民具を収集している保内郷土資料室を収蔵施設として整備を図るよう検討する。

文化会館については、一層の活用と参加・発表機会の拡充を図り、市民の文化活動の活性化を促進し、併せて、利用者の利便性を図り、会館利用促進のため文化会館専用駐車場の整備を行う。図書館については、美術品展示施設としての役割を担う市民ギャラリー設備の老朽化が著しいため、その整備を進めるよう検討する。

(3) 事業計画(平成22年度～27年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 地域文化の振 興等	(1) 地域文化振 興施設等 その他	文化会館来館者用駐車場整備事業	市	
		八幡浜市大島のシュードタキライト及び変成岩類の保存・活用事業	市	
	(2) 過疎地域自 立促進特別 事業	文化協会活動補助金 文化芸術継承による郷土愛の育成	市	
		各種文化振興事業補助金 記念事業実施による文化芸術継承促進	市	

9 集落の整備

(1) 現況と問題点

本市において、住民に最も身近なコミュニティは集落単位の自治組織である。近年、著しい人口減少や高齢化の進展に伴い、集落機能の維持・存続が危ぶまれる集落が増加してくることが予想される。特に、様々な人々が地域でともに支えあう心豊かなコミュニティの形成は、居心地の良いふるさとづくりが基盤となることから、住民間の相互ネットワークの形成を図りながら、活発なコミュニティ活動が行われるよう、自治組織活動をはじめとする住民の主体的なまちづくり活動への支援が急務となっている。ただし、集落は、それぞれ固有の歴史をもち、それぞれの集落の実情に即した対策を講じることが必要であり、あわせて、集落を支える人材の育成・確保が課題となっている。また、数字上ではあるが、市内周辺部には限界集落といわれる集落が6カ所（南裏、古藪、大島、日土町瀬田、保内町磯崎、喜木津）存在し、今後、集落の巡回・点検による現状把握が必要となってくる。

さらに、集落の健全な維持のためには、道路整備をはじめ、活動の拠点となる集会所等の整備・補修、バス路線及び離島航路の維持等行政による各種機能補完を行い、コミュニケーション活動を活発化させ、集落機能の充実と活性化を図る必要がある。

(2) その対策

地域コミュニティの育成に際して、従来の行政主導型から「自分たちのまちは自分たちでつくる」という自立型の自治組織活動の基本精神を喚起し、自治組織が充実し、それぞれの地域住民が主体となって「地域まちづくり」が進められるよう推進する。事実、バス路線が廃止になった地区住民が、NPO法人を立ち上げ過疎地有償運送事業を手がけるなど先進的な事例もある。そのため、22年度より一部地域でモデル的に配置する「集落支援員」により集落のコーディネーターの役割を担わせ、行政と住民の協働を図り、その成果を基に他集落への展開を試みる。

また、コミュニティ活動を推進していくうえでの環境整備については、施設の老朽化による安全面を考慮し、計画的な整備・拡充を図る。さらに、僅かな

がらUJIターン者の移住相談もあることから、希望者の受け入れの場として空き家調査を行い、お試し住宅等新たな整備体制の検討を行う。

(3) 事業計画(平成22年度～27年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 集落の整備	(2) 過疎地域自立促進特別事業	集会所修繕事業補助金 コミュニティ活動推進のための環境整備	市	
		集落支援員設置事業 集落コーディネーターによる協働	市	

10 その他地域の自立促進に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

ア 住民参画

社会情勢の変化につれ、地域社会と日常生活、産業活動とのかかわりや連帯意識が薄れ、かつ、急速な人口減少によって地域の活力が失われつつある今、個性を活かした地域社会を形成し、地方分権に対処したまちづくりを推進していくためには、市民と行政がともに知恵を出し合い、常に市民が地域づくりの主体であることを認識する必要がある。そして、市民と協働のまちづくりにより、自分たちのまちをもう一度見つめ直し、望ましい将来像を描いていかなければならない。

本市の自立促進への道を考えるとき、これまでのような施設整備のみならず、今後は若者をはじめとする市民が市政へ参画できるような体制づくりをはじめ、NPO等市民団体の育成と活用が求められており、かつ、活発に活動できる環境づくりが必要である。

イ 男女共同参画

平成11年に施行された「男女共同参画社会基本法」では、男女が互いにその人格を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は21世紀の我が国社会を決定する最重要課題として位置づけられている。社会環

境の変化に伴い、女性の意識は大きく変化し、様々な分野への社会参加が進んでいるが、現実には、男女の固定的な役割分担意識が根強く、女性が能力を十分発揮できる環境が整備されているとは言い難い。

本市では、これまで「生活文化やわたはま女性塾」でのリーダー育成活動等女性施策を推進し、また、女性団体の相互の連携を強化し各種団体のネットワークづくりを推進するため、「八幡浜市女性団体連絡協議会」を結成し、男女共同参画社会、環境への意識啓発など積極的に取り組んでいる。

(2) その対策

ア 住民参画

過疎地域の自立促進のためには、全ての住民が誇りと愛着を持って自らの地域づくりに取り組み、個性豊かな地域社会を創造する必要がある。地域づくりに主体的に取り組む各種団体の活動が、より効果的・効率的に運営されるよう組織づくりやネットワークづくりを支援し、NPO等の設立を促進する。また、基金を造成し、まちおこしにチャレンジする団体を幅広く支援する。さらに、積極的に情報を公開しながら、市長をまじえた懇談会を各地区で開催し、地域と行政の情報交換の場を創設する。

イ 男女共同参画

男女平等及び人権尊重の意識を浸透させるとともに、性別を問わず、すべての人がそれぞれの個性や能力を発揮し、地域社会の一員として貢献できる男女共同参画社会づくりを「八幡浜市男女共同参画計画」を基本に計画的・総合的に推進する。

また、女性の社会参加を促進するため、働きたい女性が主体的に職業選択を行い、性別によって差別されることなく、家庭・地域生活と両立しながら働くことができる環境整備を促進するとともに、市の政策・方針決定過程の場への女性の参画拡大を積極的に進める。さらに、男女共同参画に取り組む団体等の活動の活性化とネットワーク化を促進し、意識啓発・情報提供に努め、本市における女性グループの総合的窓口として、八幡浜市女性団体連絡協議会に対する支援・協力を推進していく。

(3) 事業計画(平成22年度～27年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 その他地域の 自立促進に必 要な事項	(1) 過疎地域自 立促進特別 事業	まちづくり支援基金積立 まちづくりチャレンジ補助金の財源	市	
		まちづくりチャレンジ補助金 地域づくりに取組む団体を支援	市	
		八幡浜市女性団体連絡協議会補助金 女性の地位向上及び自立促進に寄与	市	
		花いっぱい推進事業補助金 環境美化及びコミュニティ活動の推進	市	

(4) 事業計画(平成22年度～27年度) 過疎地域自立促進特別事業分

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 産業の振興	(9) 過疎地域自 立促進特別 事業	八幡浜市みかんの里推進事業 みかんアルバイト雇用による労働力確保・交流	市	
		西宇和かんきつ産地直送出前事業 みかん消費拡大のための都市部での出前授業	市	
		有害鳥獣駆除事業 イノシシ・カラス等駆除助成	市	
		果樹産地高度化緊急支援対策事業補助金 有害鳥獣駆除のための電気柵設置等助成	市	
		果樹経営支援対策事業 園内道やスプリンクラー助成	市	
		えひめ森林そ生プロジェクト事業補助金 間伐、作業道助成	市	
		森林整備地域活動支援交付金 施行区域の明確化	市	
		森林整備担い手確保育成対策事業補助金 作業軽減のための高性能機器レンタル	市	
		八西林業研究グループ活動費補助金 林業振興の推進・普及啓発	市	
		プレミアム商品券発行による商店街振興事業 商品券発行に対する助成	市	
		花火大会支援事業 イベント実施による地域振興・交流人口の増加	市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 産業の振興	(9) 過疎地域自立促進特別事業	佐田岬エリア観光活性化事業 新たな地域資源開発	市	
		八幡浜ちゃんぽんを活用した地域活性化事業 地元B級グルメの全国PR事業	市	
		高速道路無料化実験に伴う南予地域観光客誘致 事業 イベントによる入込客数増加促進	市	
		新たな八幡浜水産業のありかた検討事業 愛大との連携による計画策定等	市	
		八幡浜でとれた魚をたくさん食べてもらう事業 地産地消と魚食普及推進	市	
		八幡浜港みなとまちづくり推進事業 みなと観光推進のための方策を市民目線で検討	市	
2 交通通信体系 の整備、情報 化及び地域間 交流の促進	(10) 過疎地域自立促進特別事業	生活バス路線維持対策費補助金 生活交通手段であるバス路線の維持対策措置	市	
		離島航路整備事業費補助金 八幡浜～大島間の航路維持対策措置	市	
		診療バス運行委託料 診療所休止に伴う福祉・医療対策	市	
3 生活環境の整備	(6) 過疎地域自立促進特別事業	八幡浜市環境基本計画策定 市民・行政・事業者の取組むべき基本目標策定	市	
		八幡浜市循環型社会形成推進地域計画策定 リサイクル推進地域計画策定	市	
		自主防災力強化促進事業 自主防災組織訓練に対する助成	市	
4 高齢者等の保健 及び福祉の 向上及び増進	(7) 過疎地域自立促進特別事業	介護予防教室通所事業 閉じこもりがちな独居高齢者等に対する支援	市	
		高齢者緊急通報システム事業 緊急時における救援体制の確立	市	
		高齢者福祉ネットワーク事業 独居高齢者等のみまもり体制の確立	市	
		生活管理指導員派遣事業 要介護状態への進行予防	市	
		大島地区デイサービス事業 通所による高齢者自立生活の助長等	市	
		高齢者外出支援事業 タクシー等利用料助成による社会参加促進	市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 高齢者等の保 健及び福祉の 向上及び増進	(7) 過疎地域自 立促進特別 事業	食生活改善推進協議会補助金 食生活を軸とした健康づくり実践活動	市	
		妊婦一般健康診査事業 妊婦の健康保持向上、安全な分娩と出生を支援	市	
		定期外予防接種助成事業 子宮頸がん等定期予防接種以外を実施	市	
		シルバー人材センター運営補助金 高齢者の能力を活かした活力ある社会づくり	市	
		重度障害者(児)外出支援事業 タクシー等利用料助成による社会参加促進	市	
		子育てハンドブック作成 子育て中の親子を支援するためマニュアル作成	市	
		乳幼児及び児童医療費助成事業 医療費助成による生活安定と福祉の向上	市	
		重度心身障害者医療費助成事業 医療費助成による生活安定と福祉の向上	市	
		母子医療助成事業 医療費助成による生活安定と福祉の向上	市	
		5 医療の確保	(3) 過疎地域自 立促進特別 事業	看護師等修学資金貸付事業 就学支援をすることで看護師等を確保
大島診療所運営費 地理的不利条件下にある離島住民への医療体制確保	市			
6 教育の振興	(4) 過疎地域自 立促進特別 事業	バス路線廃止に伴う通学生送迎運行委託業務 日土小、青石中へのバス送迎	市	
		廃校に伴う磯津地区通学生送迎運行委託業務 宮内小、保内中へのバス送迎	市	
		学校統廃合に伴うスクールバス運行委託業務 統廃合に伴う送迎バス運行	市	
		外国語指導助手関係経費 外国語教育による国際化推進・能力向上	市	
		外国語指導助手コーディネーター経費 外国語教育による国際化推進、能力向上	市	
		インターナショナルクロスカントリー大会 国際大会招致による交流人口の増加	市	
		大学女子学生ソフトボール大会 大会招致によるスポーツ活動競技力向上	市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 教育の振興	(4) 過疎地域自立促進特別事業	市民スポーツフェスタ 市民参加による生涯スポーツ促進のまちづくり	市	
		市民健康マラソン・八幡浜駅伝カーニバル 市民参加による生涯スポーツ促進のまちづくり	市	
7 地域文化の振興等	(2) 過疎地域自立促進特別事業	文化協会活動補助金 文化芸術継承による郷土愛の育成	市	
		各種文化振興事業補助金 記念事業実施による文化芸術継承促進	市	
8 集落の整備	(2) 過疎地域自立促進特別事業	集会所修繕事業補助金 コミュニティ活動推進のための環境整備	市	
		集落支援員設置事業 集落コーディネーターによる協働	市	
9 その他地域の自立促進に必要な事項	(1) 過疎地域自立促進特別事業	まちづくり支援基金積立 まちづくりチャレンジ補助金の財源	市	
		まちづくりチャレンジ補助金 地域づくりに取組む団体を支援	市	
		八幡浜市女性団体連絡協議会補助金 女性の地位向上及び自立促進に寄与	市	
		花いっぱい推進事業補助金 環境美化及びコミュニティ活動の推進	市	